

# 岡山県地域福祉支援計画

(第3次改訂版)

令和2年3月

岡 山 県



# 目次

## I 計画の趣旨

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の性格・位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## II 地域福祉を取りまく状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

## III 基本的な方向

- 1 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 計画の重点課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 行政・住民・民間団体の役割・・・・・・・・・・・・・・ 10

## IV 施策の方向

- 施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 1 共に支え合う地域づくりの推進・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 利用者本位の福祉サービスの提供体制の整備・・・・ 24

## V 市町村地域福祉計画の策定の支援・推進

- 1 地域福祉計画の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 2 盛り込むべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 3 策定のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 4 策定の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

- 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47



# I 計画の趣旨

## 1 計画策定の趣旨

近年、少子・高齢化の進展、地域の支え合いの力の低下、社会保障制度の改革など社会を取りまく環境は大きく変動しつつあり、複雑・多様・重複化した課題に的確に対応できる地域づくりが求められています。

こうした中、国は、改革のコンセプトとして「地域共生社会」の実現を掲げ、「ニッポン一億総活躍プラン」や『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）』に基づいて改革を進めており、その実現に向けた工程の中で、平成 29 年 6 月に社会福祉法が改正されたところです。

福祉の分野においては、施設を中心とした福祉から、地域を中心に個人の自立した生活を総合的に支援する福祉への転換が図られる中で、すべての人が、助け合いながら、その人らしく、自立し、安全・安心に暮らせる地域づくりを進めていくことが必要です。

そのためには、住民に最も身近な行政機関である市町村及び住民、ボランティア・NPO の関係者や団体、事業者などの地域を構成する様々な主体が、それぞれの枠組みに閉じこもることなく、「協働」し、分野横断的な連携体制の整備を推進していく必要があります。

社会福祉法では、こうした地域づくりを計画的、総合的に進めるため、市町村に対して「市町村地域福祉計画」の策定を求めるとともに、都道府県に対し市町村の地域福祉を支援するため「都道府県地域福祉支援計画」の策定を求めています。

すべての県民が明るく笑顔で暮らせる「生き生き岡山」を実現する上でも、こうした計画の策定による地域福祉の推進は重要な要素となっています。

このため、県では、平成 15 年 3 月に「岡山県地域福祉支援計画」を策定し、地域福祉の推進を図ってきましたが、地域福祉を取りまく状況の変化や社会福祉法の一部改正を反映させた「岡山県地域福祉支援計画」の改訂を行いました。

## 2 計画の性格・位置付け

この計画は、社会福祉法第108条の規定により、県内各市町村に通じる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項を定める「都道府県地域福祉支援計画」として策定するものです。

また、新晴れの国おかやま生き生きプラン、岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画、医療介護総合確保促進法に基づく岡山県計画、岡山県障害者計画、岡山県障害福祉計画・岡山県障害児福祉計画、岡山いきいき子どもプラン2020、第2次健康おかやま21、岡山県保健医療計画等の関連計画と連携を図りながら、高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する、いわば福祉分野の「上位計画」として位置付けられているものです。

計画の始期は、令和2年度からとします。

なお、関連制度の改訂や市町村での地域福祉計画の策定状況、進捗状況等を勘案しながら、5年を目安に、必要に応じて見直しを行います。

### 社会福祉法の一部改正（平成30年4月1日施行）のポイント

#### （1）地域福祉の推進の理念を規定

地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民及び世帯が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

#### （2）（1）の理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

○地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備

○住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制

○主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

#### （3）地域福祉（支援）計画の充実

○地域福祉（支援）計画策定の努力義務化

○高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項等を記載事項として追加

# 岡山県地域福祉支援計画の位置付けの図

新晴れの国おかやま生き生きプラン

岡山県地域福祉支援計画  
(社会福祉法第 108 条)

岡山県高  
齢者保健  
福祉計画

岡山県  
障害福祉  
計画

岡山いき  
いき子ど  
もプラン

その他関連  
する個別  
計画

連携

経営・活動計画

岡山県社会福祉協議会

支援

住民も含めた、多様な主体の参加による策定と推進

市町村地域福祉計画  
(社会福祉法第 107 条)

連携

市町村社会福祉協議会  
地域福祉活動計画

地区社会福祉協議会  
小地域福祉活動計画

地域全体で、すべての人の『自立』と『支え合い』、  
『安全・安心』をつくり出す地域共生社会の実現

すべての県民が明るく笑顔で暮らす  
「生き生き岡山」の実現

## Ⅱ 地域福祉を取りまく状況

### 【人口減少・少子高齢化の進展、地域の支え合いの力の低下】

我が国の高齢化は世界に例を見ない速度で進行し、世界のどの国もこれまで経験したことのない高齢社会を迎えるとともに、人口の継続的な減少が続く人口減少社会に突入しています。

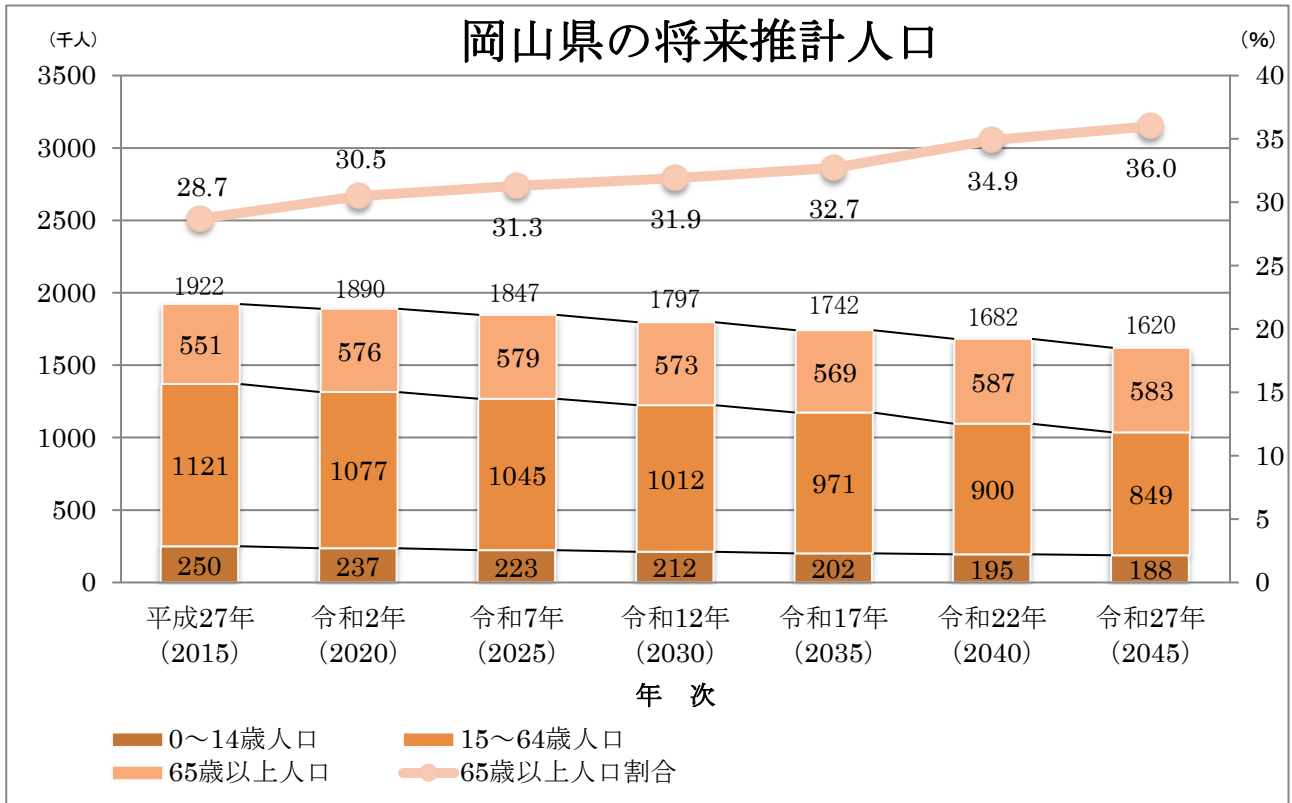
本県も同様の傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」（平成30年推計）によると、2015年に1,922千人であった県内人口は、2045年には1,620千人程度まで減少すると予測されています。65歳以上の高齢者人口は、増加傾向にあり、2045年には583千人となり、総人口の36%に達すると見込まれています。

一方、社会経済構造の変化は、都市部への人口流出、非正規等の雇用環境の変化等をもたらし、あらゆる世代における貧困、格差等だけでなく、既存の制度だけでは対応が難しい「社会的孤立」など、「制度の狭間」としての問題、縦割りの制度では対応が困難な「複合的問題」を顕在化させてきています。また、価値観の複雑・多様化等を背景に、核家族化、共働き家庭及びひとり親家庭の増加等、家族形態の多様化が進み、家族意識に対する変化も求められています。同時に、地域の支え合いの力も、ライフスタイルの変化、地域活動の担い手不足などを背景に、低下せざるを得ない状況が生じています。

特に、中山間地域では、過疎化や高齢化が進行した結果、集落の自治などの社会的共同生活そのものが維持できなくなる小規模高齢化集落が増えてきており、地域そのものの持続可能性が大きな課題として表出してきました。

このような状況の変化の中であって、それぞれの家庭や地域で、誰もがその人らしく安全・安心に暮らせるようにするためには、人と人との絆の回復や地域社会の持つ支え合いの力を再構築する視点だけでは不十分であり、これからの時代に適した新たなつながりのあり方を創造し、つくり上げていく取組を活性化させることを前提に、地域共生社会の実現を目指すことが求められています。





(出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成30年推計))

岡山県の高齢者（65歳以上）の市町村別状況（H30.10.1現在）

市町村	区分	高齢者数	総人口	高齢化率(%)	順位
岡山市		183,642	721,329	25.9	27
玉野市		22,035	58,410	37.9	13
備前市		12,907	33,422	38.7	10
瀬戸内市		12,365	36,136	34.4	19
赤磐市		14,166	42,756	33.2	20
和気町		5,663	13,867	40.8	6
吉備中央町		4,629	11,227	41.2	3
備前県民局計		255,407	917,147	28.2	
倉敷市		127,900	476,073	28.0	25
笠岡市		17,572	47,970	36.8	14
井原市		14,402	39,819	36.2	16
総社市		19,084	67,920	28.3	24
高梁市		12,114	30,411	40.3	8
新見市		11,824	28,916	41.1	4
浅口市		12,053	33,356	36.2	15
早島町		3,451	12,359	28.0	26
里庄町		3,377	10,985	30.8	22
矢掛町		5,221	13,663	38.2	12
備中県民局計		226,998	761,472	30.7	
津山市		30,512	101,286	30.3	23
真庭市		17,145	43,990	39.0	9
美作市		10,858	26,522	41.0	5
新庄村		354	841	42.1	2
鏡野町		4,716	12,245	38.5	11
勝央町		3,391	10,945	31.0	21
奈義町		1,952	5,605	34.9	18
西粟倉村		505	1,426	35.4	17
久米南町		2,065	4,665	44.3	1
美咲町		5,529	13,595	40.7	7
美作県民局計		77,027	221,120	35.0	
県計		559,432	1,899,739	30.0	
全国		3,558万人	12,644万人	28.1	

(注1)市町村の数値は岡山県毎月流動人口調査による

(注2)全国の数値は総務省人口推計月報（概算値）による

(注3)高齢化率は、総人口から年齢不詳人口を除いた数値を基に算出しているため、総人口に占める高齢者数の割合とは一致しない

(出典：岡山県保健福祉部長寿社会課資料)

## 【ボランティア・NPO活動の多様化】

東日本大震災や平成 30 年 7 月豪雨など近年多発する大規模災害の経験を踏まえ、ボランティア・NPOが行う地域での福祉活動に対して社会的な認識が高まっています。

また、高齢者、障害のある人等のこれまでサービスの受け手として考えられていた人たちが、ボランティア・NPO活動に主体的に取り組む姿が見られ、社会貢献を通じた社会参加、さらには、新たな働く場として位置付けていこうとする意識も高まっています。

こうした住民の社会参加の動きの中核として、今後一層大きな役割を担うことが期待されるボランティア団体やNPO、社会福祉協議会等の民間団体と行政が、緊密なパートナーシップのもと地域福祉を推進していくことが求められています。

## 【社会保障制度の改革】

介護保険制度は、平成 18 年に大幅な改正が行われ、予防重視型システムへの転換、地域を中心とした新たなサービス体系としての地域密着型サービスの導入、地域包括支援センターの創設等、地域包括ケアシステムの実現に向けてその一歩を踏み出し、平成 24 年に行われた「介護保険法」の改正と介護報酬改定によって、更にその中身の充実が図られています。

一方、保健・医療の分野でも、医療から介護への円滑な移行促進が図られるよう、在宅医療・介護の充実やケアマネジメント機能の強化による地域包括ケアシステムの構築等を柱とした医療制度改革が進められています。

また、介護保険制度が定着し、サービス利用の大幅な伸びに伴い、介護費用が急速に増大している状況等を踏まえ、平成 29 年 5 月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立しました。この法律は、地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険制度の持続可能性の確保を柱としています。

障害者福祉サービスについては、平成 24 年 6 月に、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害のある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者自立支援法」にかわり「障害者総合支援法」が制定されました。制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等を追加し、障害者手帳の所持の有無に関わらず、難病患者も障害福祉サービスの対象としました。

発達障害については、平成 16 年 12 月制定の「発達障害者支援法」について、近年の共生社会の実現に向けた新たな取組等を踏まえ、発達障害児者の支援をより一層充実させるため、平成 28 年に一部改正され、同年 8 月に施行されました。

子どもと子育てを応援する社会の実現に向けては、平成 24 年 3 月の少子化社会対策会議において、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」、「子ども・子育て新システム法案骨子」が定められ、これに基づき、平成 24 年 8 月、「子ども・子育て支援法」等が成立し、平成 27 年 4 月から施行され、認定こども園の改善や地域の子ども・子育て支援が総合的

に推進されています。

このように分野ごとの制度の内容が変化する中で、個別制度の適用要件に該当しない「制度の狭間の問題」や「8050問題」など課題が複合化しているケースが表面化している状況に対処するため、厚生労働省は、改革の基本コンセプトとして「地域共生社会」の実現を掲げ、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の中で示しました。

さらに、平成28年7月に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を設置して、「地域共生社会」の具体化に向けた改革を進めていく中で、平成29年5月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」によって改正された社会福祉法では、地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民及び世帯が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨が明記されました。また、この理念を実現するために、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が明記されるとともに、地域福祉（支援）計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、いわば福祉分野の「上位計画」として位置付けられました。

## Ⅲ 基本的な方向

### 1 計画の基本理念

地域には、一人暮らしの高齢者や障害のある人、子育て中の方など、何らかの支えを必要としている人が少なくありません。そのような支えを必要としている人やその家族も含め、すべての人が、人としての尊厳と個性を尊重されながら、家庭や地域の中で、自立し、支え合いながら、役割を持ち、安全・安心に暮らせる地域社会の実現が求められています。

このため、この計画では、「**地域全体で、すべての人の『自立』と『支え合い』、『安全・安心』をつくり出す地域共生社会の実現**」を基本理念として推進します。

### 2 計画の重点課題

基本理念を実現するためには、住民自らの自立に向けた努力を基本とした上で、地域において、住民一人ひとりが、お互いに心を通わせながら、思いやりの心を持って、支え合い助け合えるような役割が持てる地域づくりを展開(=地域福祉の推進)するとともに、公的なサービスがよりきめ細かく、利用者の視点に立って適切に提供される必要があります。

さらに、市町村地域福祉計画は、住民の参加のもとに策定されるものであり、その策定過程を含め、地域共生社会の実現に重要な役割を担っています。

そのため、次の3点を重点課題として取り組みます。

#### ・共に支え合う地域づくりの推進

住民やボランティア・NPO等の民間団体との協働による、地域での支え合い、助け合いやネットワークづくりなどの地域づくり活動を推進していく取組を支援します。

#### ・利用者本位の福祉サービスの提供体制の整備

福祉サービスは、人々が尊厳を保ち、役割を持って、安全・安心に暮らせる地域づくりを支えていく上で不可欠のものであり、家庭や身近な地域の中で利用者の立場に立った適切なサービスが受けられるよう、その提供体制の整備を支援します。

#### ・市町村地域福祉計画の策定の支援・推進

地域福祉の推進に関する事項を定める市町村地域福祉計画がすべての市町村で策定されるよう、支援・推進します。

### 3 行政・住民・民間団体の役割

#### (1) 行政の役割

行政は、住民やボランティア・NPO、社会福祉協議会、福祉関連事業者等の民間団体の地域福祉活動が活発に行われるよう普及・啓発や情報提供、人的又は物的な支援などの環境整備を行っていく必要があります。

また、公的な福祉サービスが、必要とするすべての人に行きわたり、適切に利用されるよう、住民や民間団体と協働しながら、福祉ニーズを把握し、それに応じたサービスが提供される体制の整備を行っていく役割があります。

一方、地域における多様な支援ニーズに的確に対応していくためには、公的支援が個人の抱える個別課題に対応するだけでなく、個人や世帯が抱える様々な課題に包括的に対応していくこと、また、地域の実情に応じて高齢・障害・児童といった分野をまたがって総合的に支援を提供しやすくすることが必要になっています。

#### (市町村の役割)

住民に最も身近な行政主体である市町村は、地域の課題を把握し、住民による地域福祉活動促進のための環境整備や、利用者の立場に立った福祉サービス提供体制の整備等を行うとともに、分野を超えた総合的な相談に応じ、公的な福祉サービスと住民・民間団体の自発的な福祉活動を結びつけ、調整するなどの中心的な存在として、市町村地域福祉計画を策定し、市町村社会福祉協議会の地域福祉活動計画と連携を図り、個性豊かな地域を創造していく役割が期待されます。

#### (県の役割)

県は、市町村だけでは対応できない広域的又は専門的な福祉ニーズに対応するとともに、市町村の創意と独自性を尊重しながら、包括的な支援体制づくりなどの地域福祉施策を支援していく役割を果たします。また、市町村と住民・民間団体との連携が進むような環境づくりも進めていきます。

#### (2) 住民・民間団体の役割

地域福祉を推進する上では、住民・民間団体の主体的な参加が不可欠であり、お互いがパートナーシップの関係を保ちつつ、相互の長所を生かしながら協働していくことが大切です。

また、今般の社会福祉法改正において、「地域福祉推進の理念」として、支援を必要とする住民及び世帯が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すことが規定されるなど、これまで行政サービスの受け手であった住民・民間団体が自発的に公共サービスの担い手として参画し、複雑・多様・重複化する住民ニーズにきめ細かく対応する「新しい公共」の活動が

広がってきています。

このような動きも踏まえ、さまざまな主体が目標を共有し、ともに力を合わせて地域づくりを行う協働を一層進めていき、コミュニティの絆を強化しながら、活力ある地域づくりを行っていく必要があります。

### **(住民、自治会等)**

住民や自治会等は、地域共生社会の実現のため、自らが積極的、主体的な社会参加意識をもって、行政へ提言をしたり、共に支え合う地域づくり活動やボランティア・NPO活動に参加していく役割が期待されます。特に、自治会活動は、ライフスタイルの変化やその加入率の低下などから今後より課題が大きくなることが考えられ、持続可能な地域活動への検討を始めていくことが必要です。

### **(ボランティア・NPO等)**

ボランティア・NPO等は、住民と一体となって、持続可能な地域づくりを一層活性化し、盛り上げていく役割が期待されます。また、地域の課題を社会福祉協議会等と協働しながら、積極的に行政等へ解決への提言を図ることも期待されます。

### **(社会福祉法人)**

社会福祉法人は、地域における福祉サービスの実施主体として、利用者の立場に立ったサービスを提供するとともに、平成28年の社会福祉法改正において、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が規定されるなど、地域社会への貢献が明確に求められています。岡山県内では、各施設種別協議会等の連携により岡山県地域公益活動推進センターを立ちあげ、市町村域における社会福祉法人等のネットワークによる地域公益活動の推進や組織化支援等、「オール岡山」で社会福祉法人の地域公益活動を展開しています。

### **(社会福祉協議会)**

社会福祉協議会は、社会福祉法に、地域福祉の推進を目的とする民間の福祉組織として位置付けられています。民間組織としての“自主性”と行政との連携・協働のもと活動する“公共性”の二つの特徴を併せ持ち、多様な主体との相互協力・合意形成に努め、住民主体を旨とする地域福祉を推進しています。

市町村社会福祉協議会は、地域の多様な社会資源とのネットワークのもと、多くの方々の協働を通じて、地域の特性を踏まえ創意工夫をこらした独自の事業に取り組む役割が求められます。

また、県社会福祉協議会は広域的見地から、市町村社会福祉協議会や福祉関係者と連携を図りながら、社会福祉事業の実施、住民等への社会福祉活動に関する啓発や参加の促進をはじめ、福祉人材の養成・確保や権利擁護の推進など、県域における地域福祉を総合的に推進する役割が求められます。

### **(共同募金会)**

共同募金会（市町村共同募金委員会を含む）は、社会福祉協議会とともに地域福祉を推進することを目的とする団体であり、児童・障害者等福祉施設の整備助成や多様で複合的な地域課題の解決に取り組む社会福祉協議会、ボランティア・NPO等の民間団体及び地域住民の自主的・主体的な地域福祉活動に助成を行っています。「寄付」を通して住民相互の助けあいの気持ちを育み、地域のつながりづくりに資する役割（「寄付文化の醸成」）が期待されています。

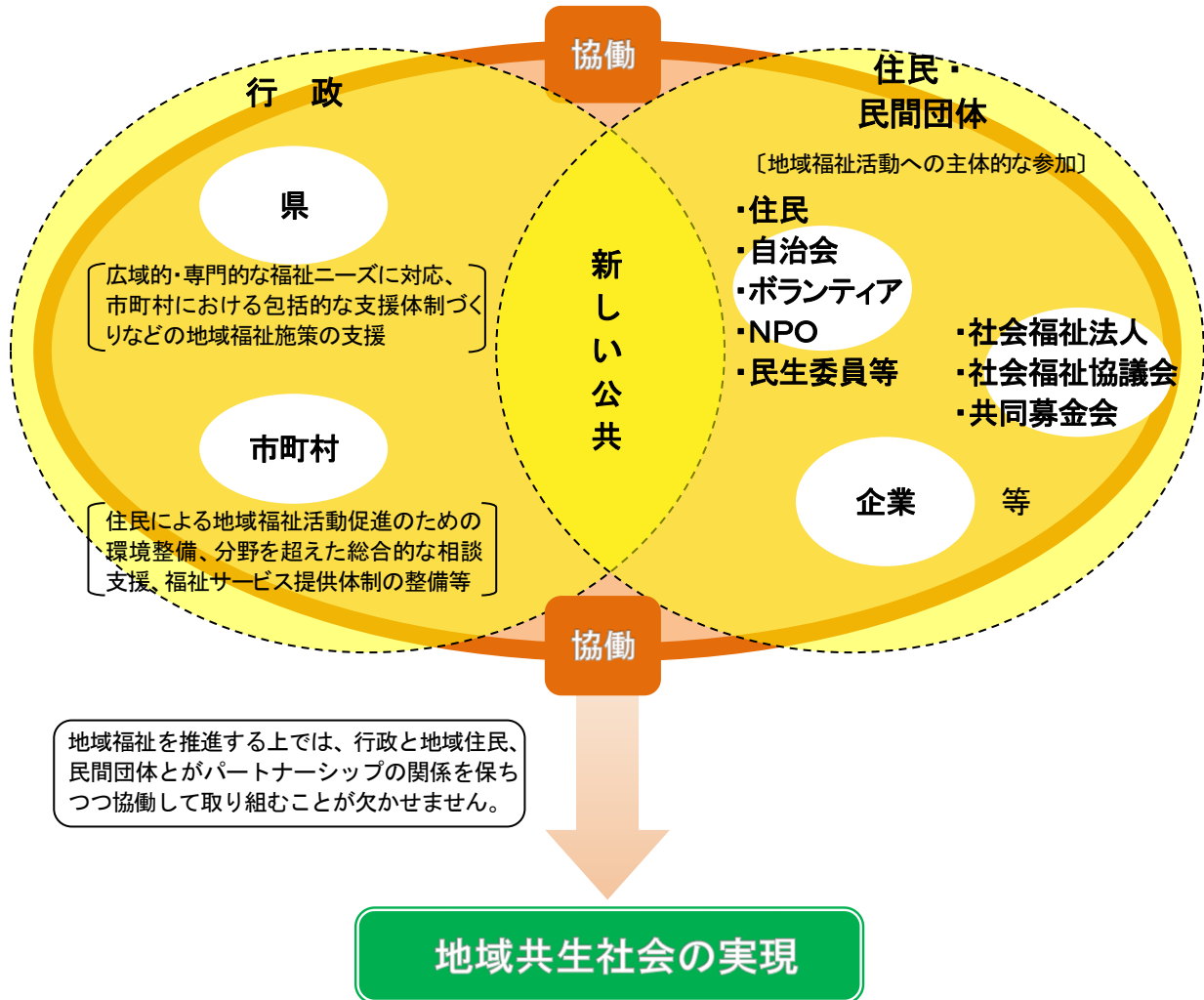
また、災害発生時には、被災地域の災害ボランティアセンターの設置運営費にも活用されます。

### **(企業等)**

企業等は、地域の一員として、福祉の視点に立って、障害者差別解消法が定める「合理的配慮」に努めることはもちろんのこと、困難な状況に置かれている人々の雇用の場の提供や開発、社員の社会貢献活動を積極的に推進するとともに、高齢者や障害のある人にも使いやすく安全な商品の開発・提供などへの取組が期待されます。



## 行政・住民・民間団体の役割



## IV 施策の方向

### 施策体系

#### 基本理念

地域全体で、すべての人の『自立』と『支え合い』、『安全・安心』  
をつくり出す地域共生社会の実現

#### 重点課題

- ・ 共に支え合う地域づくりの推進
- ・ 利用者本位の福祉サービスの提供体制の整備
- ・ 市町村地域福祉計画の策定の支援・推進

#### 共に支え合う地域づくりの推進

##### 施策の方向

- (1) 支え合いの精神の醸成
- (2) 住民参加の地域福祉活動の推進
- (3) ボランティア・NPO等の民間団体の活動の支援
- (4) 民生委員・(主任)児童委員活動の充実
- (5) 社会福祉協議会への支援
- (6) 総合的・分野横断的な支援の展開

#### 利用者本位の福祉サービスの提供体制の整備

##### 施策の方向

- (1) 福祉サービスの基盤の整備
- (2) 総合的な福祉サービスの相談・提供体制の整備
- (3) 福祉サービス情報の提供
- (4) 福祉サービスの質の確保
- (5) 福祉サービスの利用援助
- (6) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

#### 市町村地域福祉計画の策定の支援・推進

- 1 地域福祉計画の必要性
- 2 盛り込むべき事項
- 3 策定のポイント
  - (1) 住民の参画
  - (2) 地域のとらえ方
  - (3) 目標設定と評価の仕組み
- 4 策定の支援

すべての県民が明るく笑顔で暮らす  
「生き生き岡山」の実現

#### 役割分担

県……………広域的又は専門的な福祉ニーズに対応。市町村の包括的支援体制づくり等を支援。  
市町村……………住民による地域福祉活動の促進のための環境整備や、利用者の立場に立った福祉サービス提供体制の整備等。  
住民・民間団体……………地域福祉活動への主体的な参加。

## 1 共に支え合う地域づくりの推進

住民やボランティア・NPO等をはじめとする地域福祉推進の担い手が行政と連携・協働しながら、地域での支え合い、助け合いやネットワークづくりなどの地域づくり活動を推進していく取組を支援します。

### 地域福祉推進の担い手

- ・住民
- ・自治会・町内会、老人クラブ、地縁型組織等
- ・一般企業、商店街等
- ・民生委員・（主任）児童委員、福祉委員、愛育委員、栄養委員等
- ・地区社会福祉協議会
- ・身体障害者相談員、知的障害者相談員等
- ・ボランティア、ボランティア団体、当事者団体
- ・NPO、住民参加型在宅サービス団体等
- ・学校関係者、PTA
- ・農業協同組合、消費生活協同組合等
- ・社会福祉法人
- ・社会福祉従事者（民間事業者を含む）
- ・福祉関連民間事業者
- ・一般企業・商店街等
- ・その他の団体等

### (1) 支え合いの精神の醸成

年齢、性別、障害の有無などに関係なく、すべての人が「支える人」、「支えられる人」であり、地域に暮らす一人ひとりをかけがえのない存在として、お互いの人権や個性を尊重しあうという意識を育てていくとともに、ノーマライゼーションの理念を更に浸透させていく必要があります。

また、「福祉は行政が行うもの」という意識から抜け出て、地域の構成員全体がパートナーシップの考えを持ち、自らの問題として福祉への理解と関心を高め、地域の課題に自発的に取り組む「共に支え合う」精神を育てていくことが大切です。

#### 重点施策

##### ■ 普及・啓発

住民の各層に多様な福祉体験やイベントを通じた学習の機会を提供するとともに、広報・啓発を行う等により広く福祉の心の醸成を図ります。

## ■ 学校教育での推進

学校教育においては、地域における交流や、学校・家庭・地域における体験活動等により、子どもたちの豊かな福祉の心を育み、福祉活動やボランティア活動に自ら進んで取り組もうとする態度を身に付ける教育活動を推進します。

## ■ 多様な交流の推進

子どもから高齢者までの各世代間の交流、障害のある人ない人、同じ課題を抱える人同士などの交流を活発化し、相互の理解を深めます。また、地域に開かれた福祉施設づくりを支援し、住民やボランティア等との交流を進めます。

## (2) 住民参加の地域福祉活動の推進

一人ひとりの住民が、どうすれば住みやすい地域になるかなどの問題について、自らの問題として、考え、語り合い、協力し、多様な課題に地域全体で取り組んでいく活動を盛んにしていく必要があります。

こうした地域活動を進めていく上では、核となるリーダーやキーパーソンが大きな役割を果たします。

そうした人材を育成するとともに、若年層や団塊の世代なども含めた幅広い年齢層の人々や様々な団体等が、広く地域福祉活動に参加することができる環境をつくる必要があります。

### 重点施策

#### ■ 住民参加の地域福祉活動の支援

住民や町内会、自治会等による地域に根ざした主体的な交流活動や、幅広い地域資源の協力も得た支え合い、助け合い、見守りのためのネットワークづくりなどの地域福祉活動を支援します。

#### ■ 地域福祉活動を支えるリーダーの育成

地域において福祉活動を支えるキーパーソンを掘り起こし、地域活動のリーダーとして活動できる人材の育成を図ります。

#### ■ 高齢者の力の活用

今後の地域福祉活動を推進していく上では、高齢者の力を地域活動等に向けていくことも重要な視点です。

これらの方々の経験や能力が地域福祉に生かせるよう、地域活動の事業化も含め、活動の基盤づくりを進めていきます。

### (3) ボランティア・NPO等の民間団体の活動の支援

地域において福祉の充実を図っていくためには、住民のニーズを捉え、多様なサービスや地域づくり活動などを展開しているボランティア・NPOの活動を促進するとともに、「新しい公共」の担い手として育成していく必要があります。

また、地域課題の解決を目指し、住民やNPO等が主体となって、継続的な活動を行っていくため、ビジネスの手法を用いて取り組むコミュニティ・ビジネスも今後の地域福祉の推進に向けて重要な役割を担うことが期待されることから、住民と連携して、こうした新たな取組を支援していく必要があります。

さらに、企業等は、障害者差別解消法が定める「合理的配慮」に努めると同時に、地域の一員として、福祉の視点に立って、雇用の場の提供や社会貢献活動を行うことが望まれます。

#### (ボランティア活動)

多くの住民がボランティア活動への参加を希望していますが、現実には、時間的余裕がない、情報がない、身近に適切な活動組織・団体がないことなどが参加に対する妨げとなっています。

一方で、近年多発する大規模災害で活動する災害支援ボランティアは増加傾向にあり、ボランティア活動に対する社会的認識の高まりもみられる中、ボランティアについて、気軽に相談できる窓口の整備、ボランティア情報の収集・提供のシステムづくり、ボランティア・コーディネーターの育成、リーダー人材の育成、ボランティア受入れ側の体制整備やボランティア活動の場を増やしていくことなど、参加したいという意欲を、地域のニーズに即した実際の活動に結びつける仕組みや体制を整備していく必要があります。

#### (NPOの活動)

NPOは、組織として社会貢献活動を行うもので、個人で行うボランティアに比べ、継続した活動、専門的な活動などが行いやすくなります。

個性ある地域づくりや多様な福祉サービスの提供を進める上で、行政や住民とのパートナーシップの関係のもと、新しい担い手として自発的、主体的に取り組まれるNPOの柔軟できめ細かい活動への期待は、大きくなっています。

一方、会員やスタッフ、活動資金や運営ノウハウ、活動の拠点など活動基盤が脆弱である場合も多いことから、その活動の促進のための環境づくりを一層進めていく必要があります。

#### (愛育委員、栄養委員等の活動)

岡山県では、全国的にも知られた乳幼児から高齢者までの健康づくりと子育てを支援するボランティアである愛育委員や食生活を中心に住民の健康づくりを支援するボランティアである栄養委員が、各地域で活発に組織的な活動を行っており、その輪がさらに広がっていくことが期待されます。

また、地域全体で子育てを支援していくため、親子及び世代間の交流促進や児童養育を支

援する母親クラブの地域活動の重要性も高まっています。

## 重点施策

### ■ 住民が参加しやすい環境づくり

普及・啓発やボランティア体験、講座、福祉教育等により、住民のボランティア・NPO活動についての理解を促進し、働きながらも活動に参加しやすい環境づくりを進め、ボランティア・NPO人口の裾野の拡大を図ります。

また、住民のボランティア・NPO活動への参加意欲を実際の活動に結びつけるため、相談窓口の充実、ボランティア・NPO情報の収集・提供、企業への啓発、ボランティアコーディネート機能の充実等の取組を進めるとともに、ボランティア・NPOによる活動の場の拡大を図ります。

### ■ 活動促進のための環境づくり

幅広い年齢層の多くの住民が活動に参加でき、地域づくりや福祉サービス、さらには「新しい公共」の担い手として大きな力となるよう、ボランティア・NPOの自立性・自発性に留意しながら、活動の促進のための環境づくりに取り組みます。

### ■ 活動拠点の機能の充実

ボランティア・NPOと住民、民間団体、行政等が協働して地域福祉を推進することのできる総合拠点としての「岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館（愛称：きらめきプラザ）」や「岡山県ボランティア・NPO活動支援センター（愛称：ゆうあいセンター）」について、県内各市町村や社会福祉協議会が整備しているボランティア・市民活動の拠点施設や福祉センター等との連携を図り、活動拠点としての機能の充実を図ります。

### ■ 愛育委員・栄養委員等の活動の支援

地域に根ざしたボランティア団体である愛育委員や栄養委員、母親クラブを育成・支援します。

### ■ ソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの支援

地域課題を解決するためには、住民や共通の問題意識を共有する様々な組織（NPOや株式会社等）が主体となって、ビジネスの手法を用いて取り組むソーシャルビジネス・コミュニティビジネスを積極的に活用することも有効です。

こうしたビジネスは、地域の活性化や雇用創出、多様な社会参加に資することも期待されており、継続的な地域福祉活動の実施主体として、その起業や安定的経営を支援します。

### ■ 協働による福祉の推進

ボランティア・NPO等の民間団体からの政策提言や、問題提起について定期的な場を設け、十分耳を傾けるとともに、タイムリーな情報提供等により、ボランティア・NPO

等の民間団体との協働・連携を推進します。

また、地域において、企業や事業所等が果たすべき役割は大きく、高齢者や障害者等の雇用・就業機会の創出に努めたり、子育てや介護等の家庭生活と両立できる雇用環境を整備することなどが期待されています。そのため、企業等の有する人材や施設等を地域福祉に活用するなど、地域貢献活動に積極的に取り組んでもらえるよう民間企業等との連携を深めていきます。

#### (4) 民生委員・（主任）児童委員活動の充実

民生委員・（主任）児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受けて、地域において、住民の立場に立って相談に応じたり必要な援助活動を行っています。

社会環境の変化に伴い、民生委員・（主任）児童委員だけでは対応しきれないケースも増えており、日頃から関係機関等との連携を図ることが必要になっています。

また、個別のケースに対応する役割とともに、地域福祉の推進のリーダー的存在として幅広く地域福祉活動を進めていく役割も期待されています。

引き続き、民生委員・（主任）児童委員の活動に対する県民への周知・理解を図りながら、委員が活動しやすい環境整備に努めていきます。

<参考：岡山県の民生委員・（主任）児童委員数（令和元年12月1日現在の定数）>

区域担当委員	主任児童委員	委員総数
3,858人	530人	4,388人

#### 重点施策

##### ■ 民生委員・（主任）児童委員活動の充実

民生委員・（主任）児童委員を対象とした研修について、より実際の活動に即した内容にするなど充実を図ります。

また、民生委員・（主任）児童委員と市町村、県民局（保健所）、児童相談所をはじめ、福祉施設、地域包括支援センター、社会福祉協議会、福祉委員、愛育委員、栄養委員、町内会・自治会など関係機関・団体とのネットワークの強化を促進します。

#### (5) 社会福祉協議会への支援

社会福祉協議会は、誰もが家庭や身近な地域で安心していきいきと豊かに暮らせる地域づくりに向けた推進・調整の中核的な役割を担っており、その役割は今後一層期待されていることから、多様な主体との連携のもと組織や活動を充実・強化していく必要があります。

## 重点施策

### ■ 社会福祉協議会への支援

市町村社会福祉協議会が、多様な主体をコーディネートし、連携・協働して、小地域における住民主体による福祉活動の推進・支援や総合相談・生活支援体制の整備に取り組めるよう支援します。

また、多様な関係機関・団体等と連携・協働のもと、地域福祉の基盤整備に取り組み、市町村社会福祉協議会をはじめ、関係機関・団体の活動支援に取り組む岡山県社会福祉協議会の広域的な活動を支援します。

## (6) 総合的・分野横断的な支援の展開

地域においては、様々な分野の課題が絡み合って複雑・多様・重複化しており、個人や世帯単位で複数の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況が見られるなど、既存の「縦割り」で整備された公的支援制度の下では、対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。また、地域や家族などのつながりの弱まりを背景に、「社会的孤立」、公的支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」の課題などが表面化しています。

これら地域における多様な支援ニーズに的確に対応していくためには、公的支援が個人や家庭が抱える様々な課題に対し、包括的に対応していくことや分野をまたがって総合的に対応していく必要があります。

## 重点施策

### ■ 共生型サービスの推進

高齢者と障害者（児）等が同一の施設・事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に平成30年4月から共生型サービスが創設されたことから、制度の周知を図り、ニーズに応じたサービスの提供につなげます。また、介護保険、障害福祉、児童福祉等のサービスを組み合わせる際のメリットや課題を整理し、情報提供や普及啓発を図ることにより、共生型サービスを推進します。

### ■ 医療的ケア児等に対する支援体制の充実

医療的ケア児等が適切な支援を受けられるよう、県、各圏域等において、保健、医療、障害福祉、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、各圏域において、保健、医療、障害福祉などの関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を進めるなど、総合的な支援体制を整備します。

### ■ 制度の狭間の問題を抱える住民への支援

地域においては、ひきこもりなど「社会的孤立」の問題や、制度が対象としないような身近な生活課題（例：電球の取り替え、ごみ出し、買い物や通院のための移動）への支援の必要性の高まりといった課題が顕在化しています。また、軽度の認知症や精神障



害が疑われ様々な問題を抱えているが公的支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」の問題も存在します。こうした問題に対応していくためには、従来までのつながりや支え合いの再構築のみならず、現代のライフスタイルにも合った地域における新たなつながりの仕組みを活性化していくことが必要です。

■ **保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援**

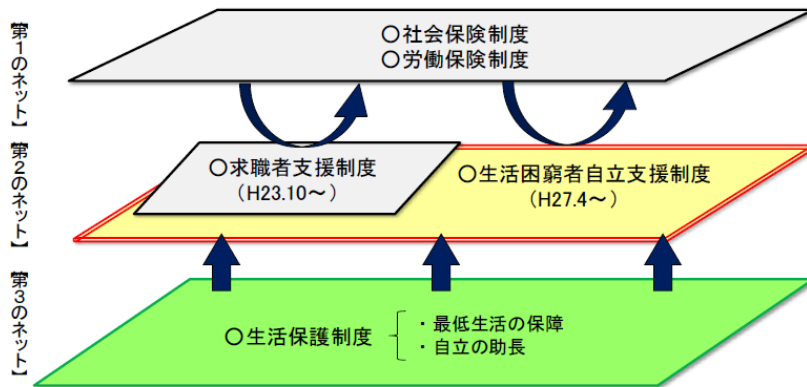
県地域生活定着支援センターにおいては、保護観察所、矯正施設、市町村等と連携しながら、再犯防止の観点を踏まえ、犯罪をした者等のうち、保健医療、福祉等の支援を必要とする高齢者又は障害のある者に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を適切に提供し、地域での生活を可能とする施策を総合的に推進します。

■ **生活困窮者の自立のための支援**

生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至る前の第二のセーフティネットとして、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とした制度です。岡山県では、福祉事務所設置自治体が生活困窮者の状況に応じて、地域包括支援センター等既存の地域福祉施策と連携しながら、包括的な支援を行っています。

**生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネット**

最後のセーフティネットである生活保護制度及び生活保護に至る前の段階での自立を支援する生活困窮者支援制度により、生活に困窮する者に対して、重層的なセーフティネットを構成している。



(出典：厚生労働省・援護局保護課資料)

生活困窮者自立支援制度では、生活困窮者支援を通じた地域づくりも課題となっています。地域づくりには、市や県が行う生活困窮者自立支援法に基づく事業だけでなく、市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、民生委員・(主任)児童委員、自治会、地域住民や様々なボランティア等が協働して生活困窮者に対する支援を行い、支援を通じて地域住民が地域の問題として認識し、解決に向けて取り組むことが重要です。

生活困窮者の早期発見のため、市町村においては、生活保護に関する情報等生活困窮者の把握に必要な情報を得るために、税務や公共料金の担当と連携を密にすることや、ハローワークなどの関係機関に協力を依頼することも重要です。また、県は市町村に対して、生活困窮者自立支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言や情報提供等を行います。

## ■ 子どもの貧困対策

「子どもの貧困」問題が社会問題化する中、県が実施した「子どもの生活実態調査」の結果からも、所得が少ない世帯ほど、経済的な環境を背景に子どもへの大人の関与が少ない傾向がみられます。こうした家庭の子どもの実態として、睡眠や食事などの生活リズムの乱れ、学習習慣が定着しないことによる学力低下、自然・文化体験や経験の欠如などとともに、自尊心・自己肯定感や前向きに生活しようとする意欲までが低下しているなど、子どもが、生き活きと子どもらしく生活するうえで様々な影響が生じていることがうかがえます。子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることがあってはならないことです。児童の権利に関する条約の精神に則って、貧困の連鎖を断ち切り、子どもの貧困対策を進めていく必要があります。

家庭の事情により、家庭内で保護者などと過ごす時間が短い子どもに、家庭の代わりに地域の住民やボランティア、NPO等が関わりあい、遊びや食事、落ち着いた学習環境を提供するなど、地域のすべての子どもが安心して継続的に過ごすことのできる子ども食堂等、様々な形態の居場所づくりを進めます。

## ■ 居住に課題を抱える住民への支援

改正住宅セーフティネット法（平成 29 年 10 月施行）により開始された新たな住宅セーフティネット制度について、市町村や、不動産関係団体、支援団体等を通じて制度の周知に努めます。

## ■ 安全・安心の確保に向けた取組の推進

豊かで快適な生活を営む上で、生活の安全・安心の確保を図ることは、重要な課題であり、地域福祉活動を推進していく上でも、「安全・安心」は重要なキーワードの一つになっています。

この分野への住民ニーズの高まりを踏まえ、住み慣れた家庭や地域で安心して生活ができるよう、「地域の安全は地域で守る」という意識を醸成し、子どもの見守り活動をはじめとした防犯ボランティアの活動支援や促進を図るとともに、地域の教育力の向上を図るため、各種団体が青少年健全育成をテーマに開催する講演会等に専門的知識を有するアドバイザーを派遣し、次世代の健全育成に取り組んでいます。

また、自主防災組織の活動が活性化されるよう、自主防災リーダーの育成を行うほか、災害時に自力での避難が困難な要配慮者の避難を支援するなど、市町村や防災関係者と連携しながら、支援していきます。

さらに、福祉避難所の設置・運営については、市町村に対しては設置・運営に関するマニュアル作成や訓練等の支援を行い、福祉避難所になる社会福祉施設関係者等に対しては研修を行い、福祉避難所の円滑な設置・運営や災害時における要配慮者支援への理解が深まるよう支援していきます。

## ■ 寄付や共同募金等により地域福祉を支援する取組の推進

地域福祉の活動を支える資金については、地域福祉の推進という目的のもと、こういった資金需要に応えるため行われている共同募金や市町村の基金、クラウドファンディングを活用することが考えられます。そのためには、広報などの呼びかけのほか、様々なイベントなどを通じて寄付への理解を深め、寄付文化の定着を図ることも大切です。また、社会福祉法人による公益的な取組や企業の社会貢献活動との協働等の取組との協働も効果的です。

## ■ 災害時の支援

平成 30 年 7 月豪雨災害による被災者は、被災前と異なる環境におかれることを余儀なくされています。

災害時には、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、被災者の孤立防止等のための見守りや日常生活上の相談支援のための訪問活動、住民同士の交流機会の提供、地域社会への参加促進など、被災者に対する支援の一体的提供体制を支援します。

また、今後の大規模災害の発生を想定し、平時から、岡山県、市町村行政、社会福祉協議会、関係機関・団体が連携して、災害福祉支援に取り組む体制整備を図ります。

## 2 利用者本位の福祉サービスの提供体制の整備

福祉サービスは、人々が尊厳を保ち、役割を持って、安全・安心に暮らせる地域を支えていく上で不可欠のものであり、家庭や身近な地域の中で利用者の立場に立った質の高い適切なサービスが受けられるようその提供体制の整備を支援します。

### (1) 福祉サービスの基盤の整備

利用者自らの判断により、必要なときに適切な福祉サービスを選択して受けられるための前提として、質・量ともに十分なサービス基盤、情報提供、判断能力が不十分な人に対するサポート体制が確保されている必要があります。

このため、県では、岡山県障害福祉計画・岡山県障害児福祉計画、岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画、岡山いきいき子どもプランなどの分野別計画により、社会福祉施設や在宅福祉サービス等のサービス基盤について目標を掲げた計画的な整備が必要です。

また、福祉サービスへのニーズが増大し、複雑・多様・重複化している中、利用者の視点に立ち、より質の高いサービスを提供していくためには、豊かな人間性と専門知識・技術を有する専門職の養成・確保と資質の向上が重要です。

このため、福祉サービスに従事する人材の養成・確保に関する事業や知識・技術の向上を図るための研修、新たな福祉サービス従事者の育成体制を充実していくことが必要です。

#### 重点施策

##### ■ 分野別計画に基づくサービス基盤の整備

分野別計画に掲げられた目標に沿って、社会福祉施設や在宅福祉サービス等のサービス基盤整備を促進し、必要なサービス量を確保します。

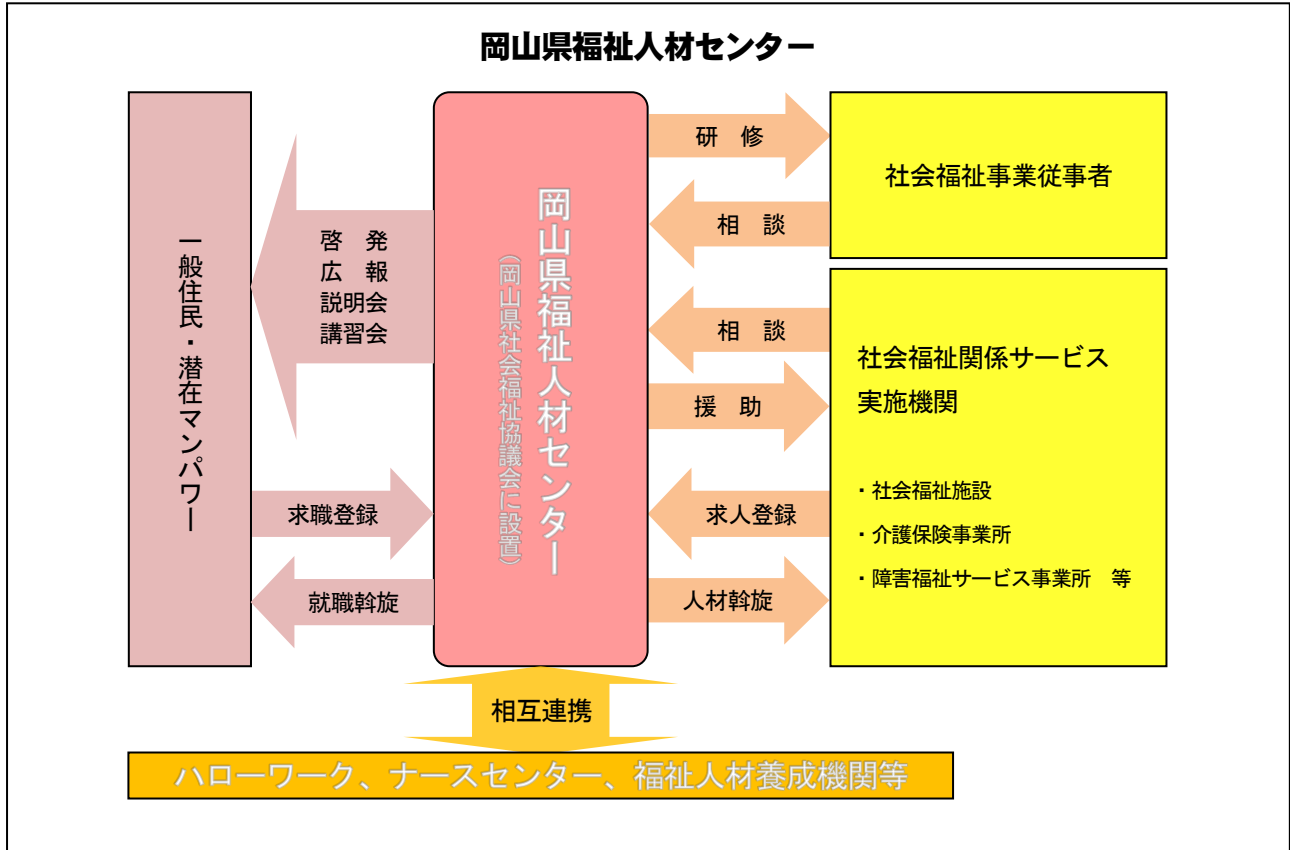
##### ■ 福祉職場への就業・定着の促進

豊かな人間性を備えた質の高い人材の福祉職場への就業と定着を促進するため、「岡山県福祉人材センター」と関係機関・団体が連携した広報、相談、情報提供、職業紹介等の充実を図ります。

また、福祉職場の人材確保・定着を図るためには、労働環境の改善等も重要であり、県内の福祉・介護事業所が、自ら人材育成や就業環境の改善など、働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む事業所であることを登録し、その内容を公表する認証・評価制度などの取組を推進していきます。

## ■ 福祉人材の育成・資質の向上

福祉サービスに従事する専門職の養成と資質の向上に努めるとともに、「岡山県福祉人材センター」等において、従事者の職種や経験の程度などに応じた体系的な研修を実施します。



## (2) 総合的な福祉サービスの相談・提供体制の整備

住民の福祉に対するニーズは複雑・多様・重複化しており、相談者のニーズを的確に受け止め、総合的・継続的に相談・支援していくため、県、市町村をはじめとする相談体制の充実強化が求められています。

また、自ら相談窓口まで来て相談することが困難なケースや、相談を拒否するケースなどがあることから、支援を必要とするすべての住民が適切に福祉サービスを利用できるよう地域での見守り活動や地域へ出かける総合相談体制が必要となっています。

さらに、これまで高齢期の支援を地域で包括的に確保するために構築が進められてきた「地域包括ケアシステム」の「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を、障害のある人、子ども等への支援にも普遍化することによって、高齢の親と働いていない独身の50代の子が同居している世帯（いわゆる「8050問題」）、介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）など、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは適切な解決策を講じることが難しい「複合課題」にも対応できるよう、サービス相互の十分な連携や総合的なサービスの提供体制をつくることは、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の

構築につながっていきます。

## 重点施策

### ■ 市町村における包括的な相談支援体制の整備への支援

地域における相談に広域的、専門的に対応できるよう、県民局(保健所)、精神保健福祉センター、福祉相談センター(中央児童相談所、女性相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所)、児童相談所等の相談窓口の充実を図るとともに、これらの機関と市町村、関係機関・団体との連携を強化します。

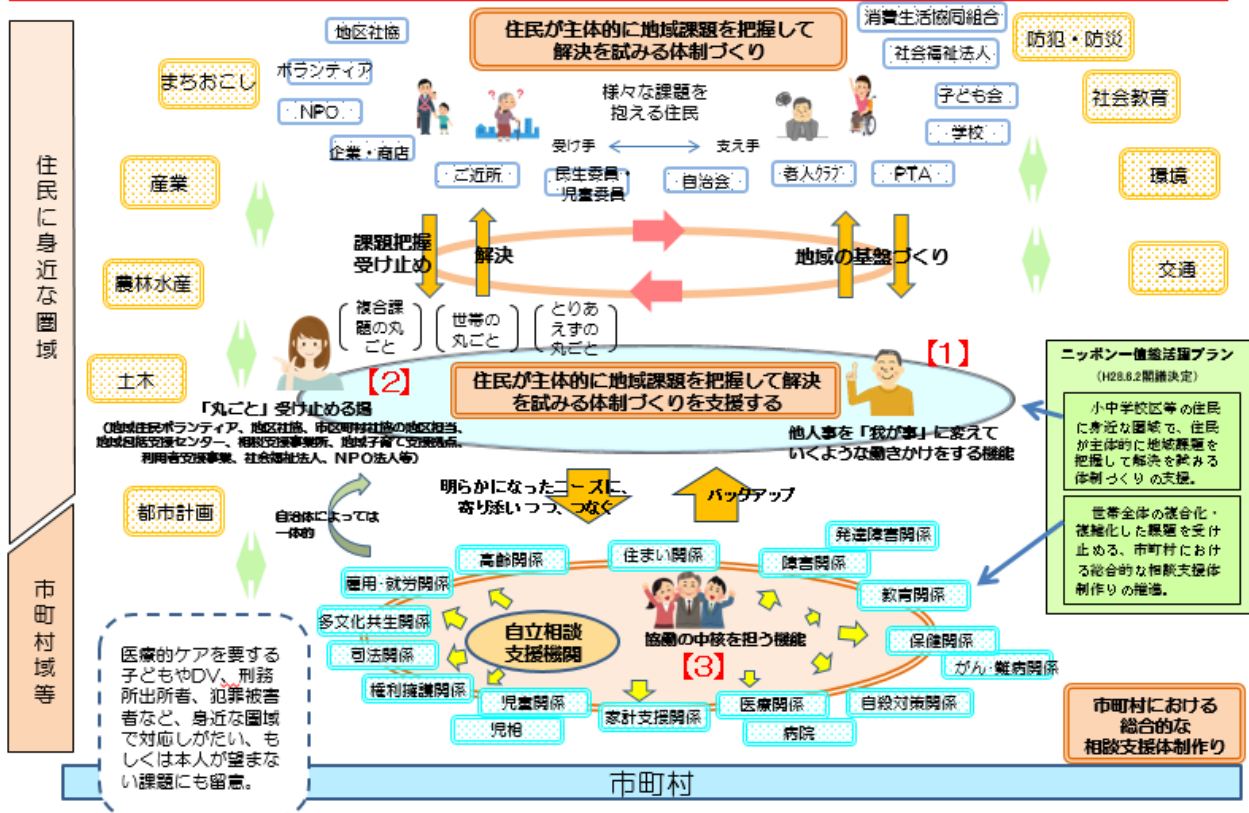
特に、児童虐待、貧困、ドメスティック・バイオレンス(DV)、ひきこもり、自殺、孤立死などに的確に対応するための相談体制の充実を図るほか、単独の市町村では解決が難しく専門的な支援を必要とする、医療的ケアを要する状態にある児童、難病・がん患者や、刑務所出所者等に対する支援体制の構築を進めていきます。

また、市町村の総合的な相談体制の充実のため、研修や講習会等により人材の育成を支援します。

さらに、地域共生社会の実現のためには、行政や福祉関係者による介護、障害、子育てなど、各分野における縦割りの制度の充実だけでなく、制度横断的な支援や、住民が地域のつながりの中で互いに支え合う土壌を形成することや、サービスの対象にならない課題や、地域全体の課題にも目を向けていくことが求められています。

今般の社会福祉法改正においては、こうした地域づくりを実現するために、地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民及び世帯が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨が明記されました。この理念を実現するために、【1】「住民に身近な圏域」において、地域住民等が『他人ごと』を『我が事』に変えていくような働きかけを通じて、主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、【2】同じく「住民の身近な圏域」において、地域包括支援センターなど各福祉制度に基づく相談機関や、市町村社会福祉協議会などが相互に連携しながら、専門分野だけでなく、地域生活課題についての相談を、分野を超え『丸ごと』包括的に受け止める体制の整備、【3】福祉分野だけでなく、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築等を通じた包括的な支援体制の整備が必要であるとされています。(【1】～【3】は厚生労働省「地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ図」対応) 地域における包括的な支援体制の整備については、このような体制を包括的かつ重層的に整備していくことが必要になります。

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ

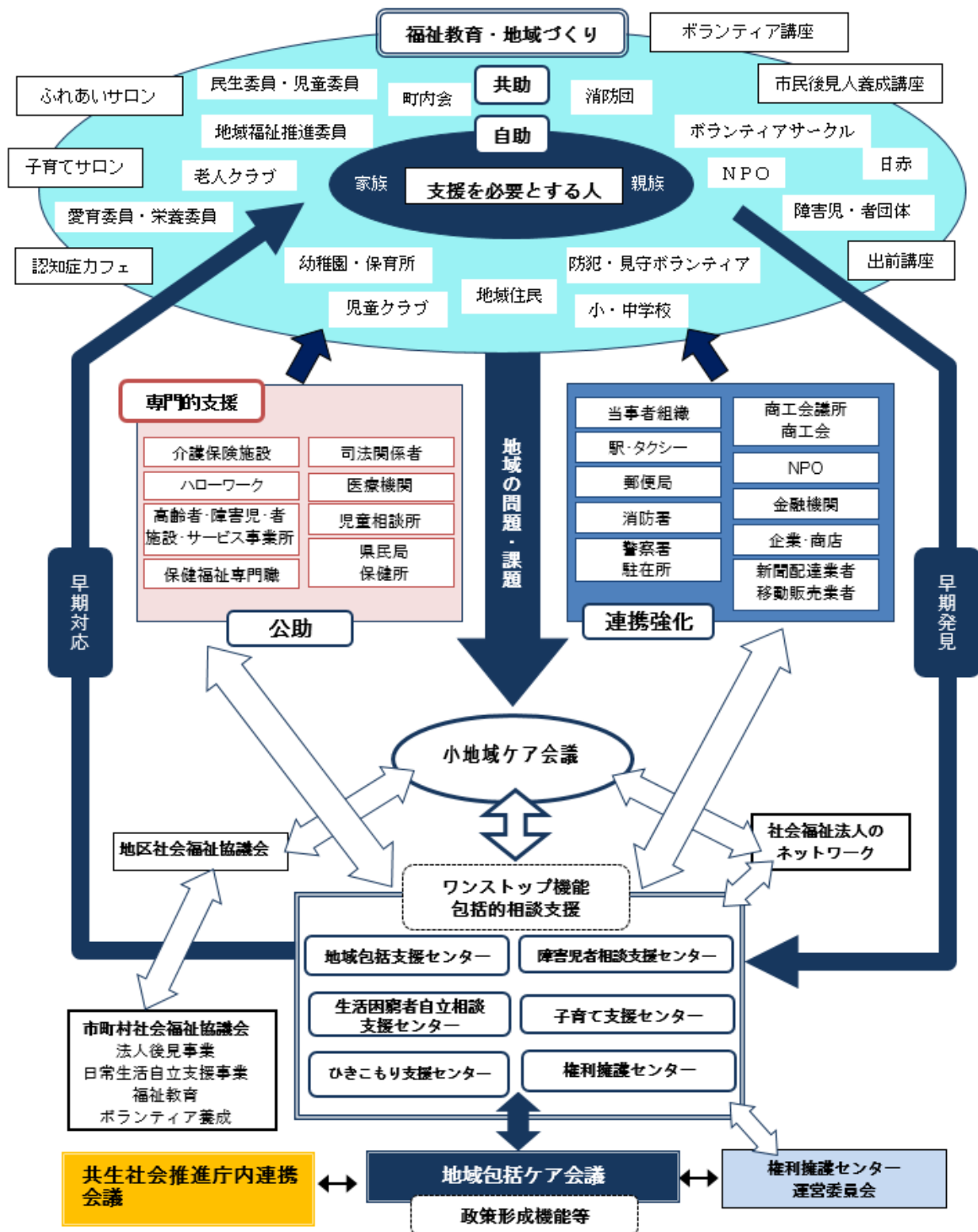


(出典：平成30年度厚生労働白書)

岡山県内の複数の自治体において、高齢者、障害者（児）、母子、子育て等の複雑・多様・重複化する生活課題を抱える人を総合的に支援するため、社会福祉協議会を中心に作成した地域包括ケアシステムのイメージ図を地域の実態に合った形に組み替えたものが活用されていますが、岡山県では、この基本的な図を岡山県版地域包括ケアシステム（イメージ図）として推奨します。

これからの地域支援は、単に個別の支援やその人の問題の解決にとどまるのではなく、個別の支援を通して、支え合いの精神の醸成を行いながら地域のネットワーク化を図るとともに、把握した地域生活課題を、地域住民みんなの課題として、早期発見・早期対応するための分野を超えた総合的な支援体制づくりにつなげていく取組が大切です。

■岡山県版地域包括ケアシステム(イメージ図)





## ■ 小さな拠点の形成促進

中山間地域等において、地域の全体像や将来のあるべき姿を描きながら、持続可能な地域づくりに向けて、拠点に必要な機能、拠点がカバーするエリア、拠点と周辺地域との交通アクセス等を内容とする実効性のある計画を策定する市町村の取組を、県のモデル事業として、県と市町村等で構成するプロジェクトチームを形成するなど、伴走型で支援します。また、空き家や空き店舗等を地域交流施設や事業所等に活用したり、放置されている土地などを、地域住民等の福祉又は利便の増進のために活用したりする取組を推進します。

## ■ 地域における見守り・相談

支援を必要とする住民が、確実に福祉サービス等を利用できるよう、住民の支え合い、見守り活動に加えて、電気、ガス、水道などのライフライン事業者等地域と関わりの深い企業と見守り協定を結ぶことによって、日常的な分厚い見守り活動を行うことにより、隠れたニーズを発見、把握していく仕組みづくりを促進するとともに、訪問相談体制の充実に努めます。

### (3) 福祉サービス情報の提供

福祉サービス利用者が、自分にとって最適なものを選択し、事業者の特徴やサービスの質を見極めるために、「情報」の重要性が飛躍的に高まっています。

このため、福祉サービス利用者が必要な情報を容易に得られるように、事業者は、提供している福祉サービスに関し、利用者の多様性を考慮し、利用者へ正確でわかりやすい情報の提供に努める必要があります。また、県や市町村も、福祉サービスや施設、事業者等に関する様々な情報を蓄積し、積極的に利用者へ提供していく必要があります。

情報は、必要とする人に届き、理解されることが大切であり、そのためには、いわゆる「情報弱者」も意識して、受け取る側に配慮した方法で提供することが必要です。

#### 重点施策

### ■ 事業者による情報提供

事業者に対して、パンフレット、機関誌、インターネットなど様々な媒体・手段により、提供するサービス内容等について、正確でわかりやすい情報の提供を積極的に行うよう働きかけます。

### ■ 行政による情報提供

行政においては、サービス利用者をはじめ誰もが、福祉サービス等に関する情報を、様々な方法でできるだけ容易にかつ利用しやすい形で入手できるよう努めます。

特に、ITの活用を図り、高齢者や障害のある人等にとっての利用しやすさに配慮しながら、県のホームページや独立行政法人福祉医療機構が提供するWAM NET（ワムネット）の活用等により、福祉サービス等に関する適切な情報提供に努めます。

## (4) 福祉サービスの質の確保

### (健全な事業運営の確保)

県・市では、社会福祉法等関係法令・基準に基づき事業者や施設を対象に指導監査を行っています。指導監査において、運営等に問題がある場合については、重点的かつ継続的な改善指導を行うなど厳正な実施に努めていますが、今後も引き続き適正な指導の徹底を図っていく必要があります。

また、利用者が安心して継続的に利用できるよう経営面においても指導していく必要があります。

### (福祉サービスの評価・点検)

利用者本位の質の高いサービス提供のためには、各事業者は、自ら提供するサービスについて点検し改善していく必要があります。これまで県内では、高齢者、児童、障害のある人の入所施設や認知症高齢者のグループホームなどで自己評価が実施されてきました。

こうした自己評価は大切な取組ですが、これのみでは事業者間の比較が困難であることや、サービス改善に向けた取組の差など、利用者にとって十分な客観性を有した情報とならない面もあり、一定の限界も考えられます。

そこで、さらに進んで、サービスの質の評価の結果が利用者の選択のための情報になり、事業者の客観的な事業点検とサービス水準の向上につながるような評価の仕組みとして、民間の第三者が専門的・客観的な立場から適正に評価を行う福祉サービス第三者評価事業の普及・定着に努める必要があります。

### (苦情解決の仕組みの整備・充実)

サービスを契約により利用する制度では、利用者が事業者と対等の立場に立って、安心してサービスを利用できるよう、利用者がサービス内容等に対する苦情や要望を述べたり、それらの苦情等の解決が図られる仕組みの整備が必要です。

苦情解決の第一段階の仕組みとして、事業者が苦情解決責任者、苦情受付担当者や中立公正の立場から解決を図る第三者委員を置くなどの苦情処理体制をとることとされています。

さらに、解決が困難な苦情等に対応するため、第二段階の仕組みとして、県社会福祉協議会が「運営適正化委員会」を設置し、福祉サービスに関する苦情解決事業を実施しています。

また、介護保険制度では、保険者である市町村や国民健康保険団体連合会が介護サービスの苦情相談にあたっています。

サービスの質の向上や利用者の権利を護るため、事業者も含めて苦情解決体制の整備・充実を推進するとともに、制度の周知を図っていく必要があります。

## 重点施策

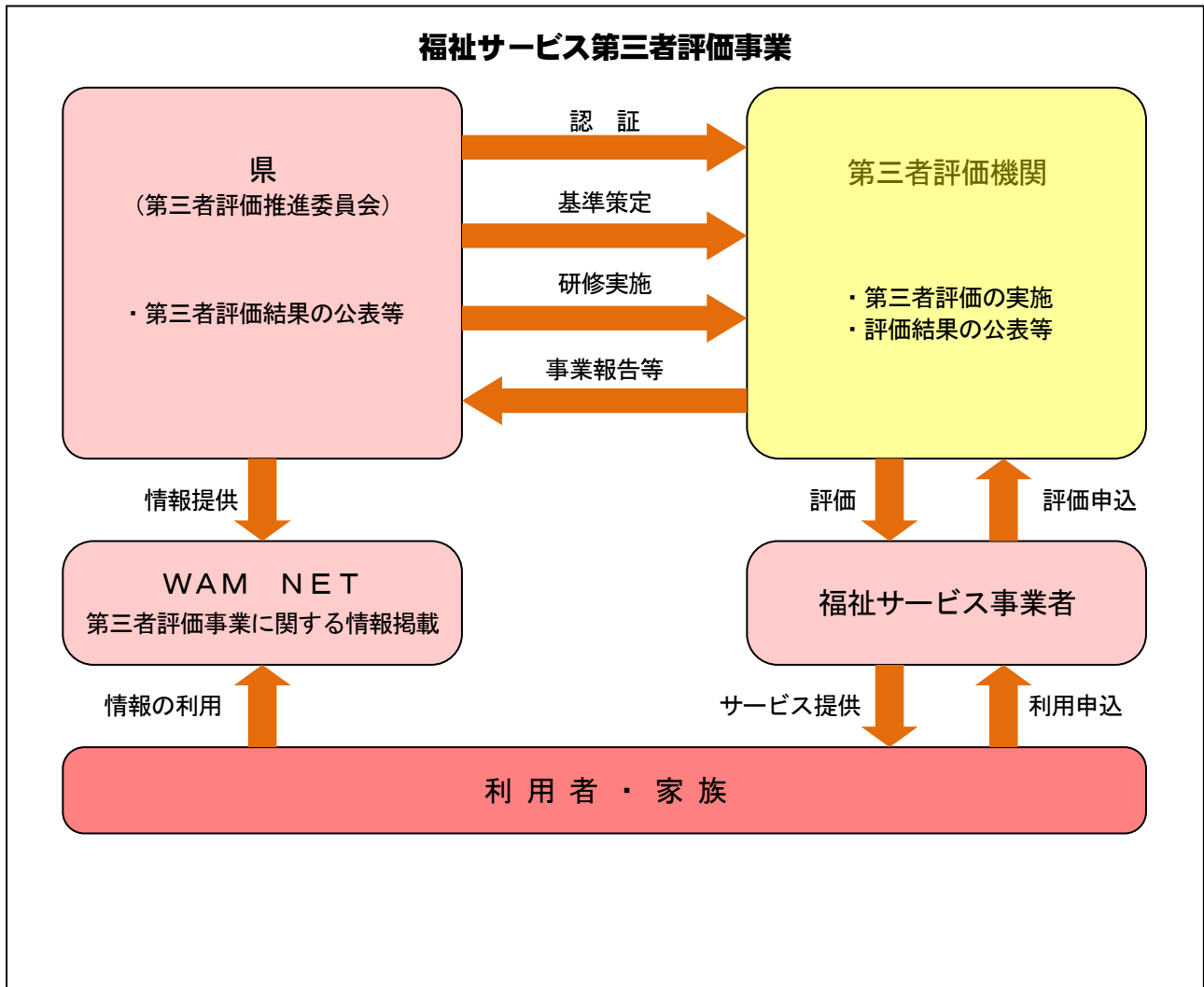
### ■ 健全な事業運営の確保

研修等により指導監査を実施する職員の資質の向上を図り、利用者の立場に立った厳正

な指導監査を実施します。

## ■ 福祉サービスの評価・点検の推進

継続して自らの事業内容等について評価・点検し、サービスの質の向上を図るよう事業者を指導するとともに、公正中立な立場からサービス内容等を評価する福祉サービス第三者評価事業等の普及・定着に取り組みます。



## ■ 苦情解決の仕組みの整備と周知

利用者等の苦情に迅速、的確に対応できるよう、事業者において、苦情解決担当者の任命や第三者委員の設置などの苦情を解決する仕組みの整備を図るよう指導します。

## (5) 福祉サービスの利用援助

認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等で判断能力が十分でない人が、安心して適切に福祉サービスを選択し、利用できるようにするために、必要な手続の代行や相談、助言などの援助を行う福祉サービス利用援助事業として、県社会福祉協議会により「日常生活自立支援事業」が実施されています。

この事業の利用を促進していくため、広報・普及とともに、ニーズの把握、実施方法やサービス内容の工夫、専門員・生活支援員の資質の向上など事業内容の充実や関係機関・団体の連携強化を図っていく必要があります。

なお、日常生活自立支援事業の対象となっていない財産管理に関する契約などの法律行為に対しては、民法及び任意後見契約に関する法律による「成年後見制度」が実施されていますが、今後、認知症高齢者や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられることから、この制度が県内のどの地域においても必要な人に十分活用されるよう、利用促進を図る必要があります。

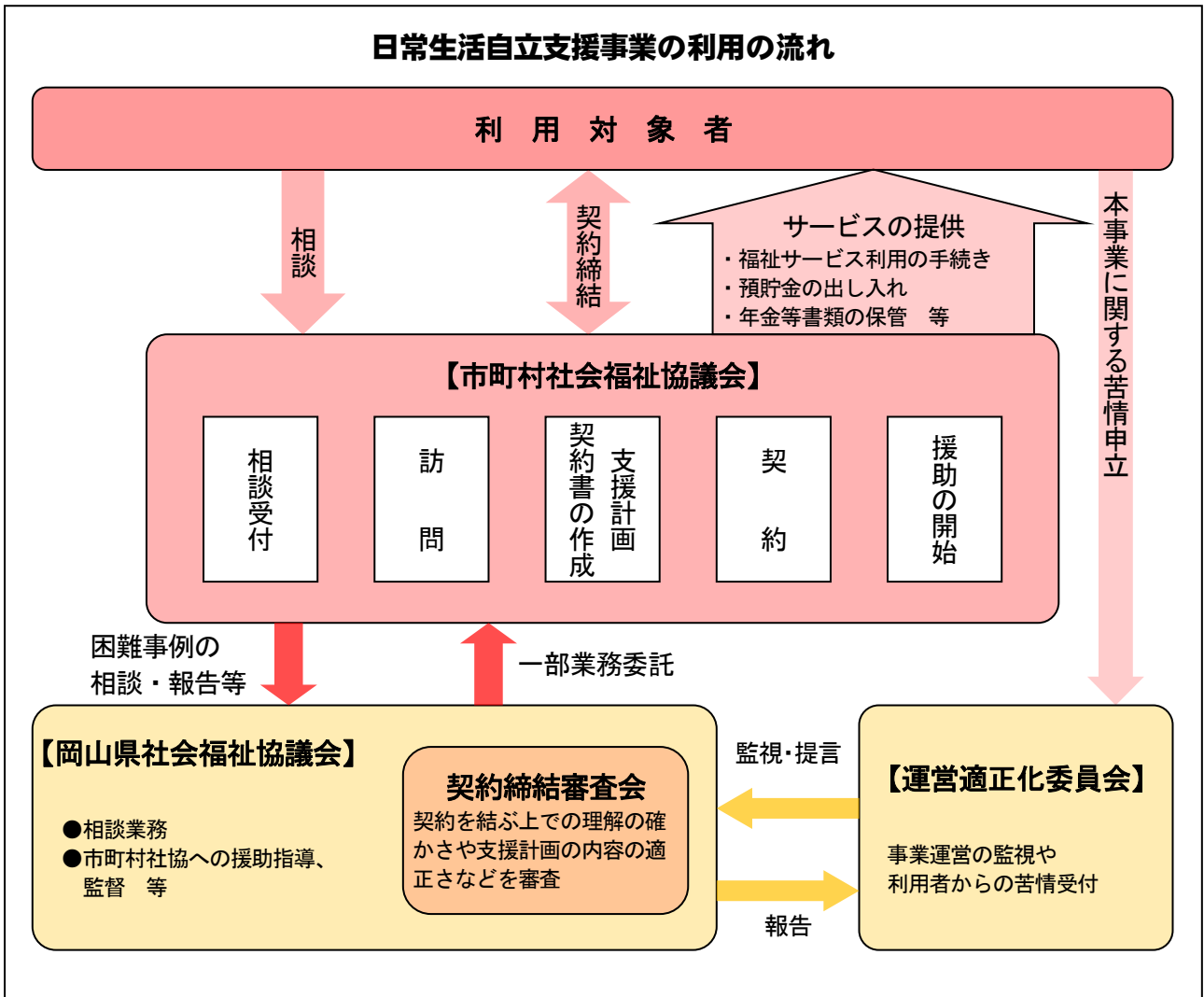
### 重点施策

#### ■ 日常生活自立支援事業の周知・普及等

認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業について各方面への一層の周知・普及を図ります。

また、日常生活自立支援事業の実際の業務に当たる専門員や生活支援員の資質の向上のための研修、当事者団体や裁判所等関係機関との連携の強化、より利用しやすい制度とするための調査研究など社会福祉協議会による事業のより一層の充実のための取組を支援します。

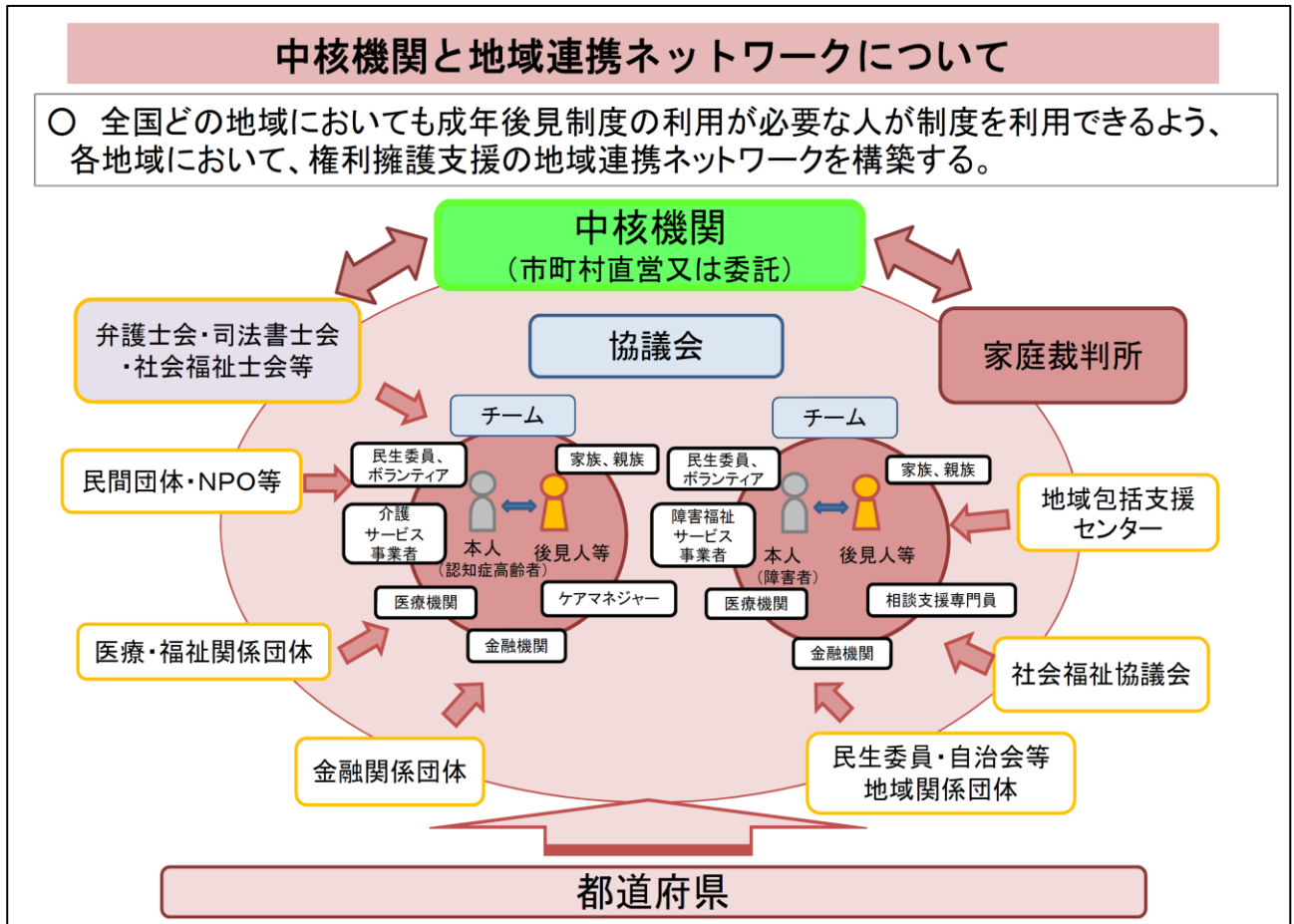
## 日常生活自立支援事業の利用の流れ



## ■ 成年後見制度の利用促進

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、県内の専門職団体等と連携し、地域連携ネットワークの中核機関の整備状況の把握等の広域的な支援を行うなかで、成年後見制度の利用促進を図ります。

さらに、介護保険法や障害者総合支援法に基づく成年後見制度利用支援事業、市民後見人養成事業などを通じて、成年後見制度に対応する市町村の取組を支援します。



(出典：厚生労働省「社会・援護局関係主管課長会議資料平成31年3月5日(火)」)

## (6) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

県では「福祉のまちづくり条例」を制定し、「心」「情報」「物」の3つのバリアフリーによる福祉のまちづくりを進めていますが、ソフト・ハード両面にわたり、今後一層推進していく必要があります。

さらに進めて、年齢、性別、能力などにかかわらず、はじめからすべての人にとって安全・安心で利用しやすいというユニバーサルデザイン（UD）の考え方が、身近なものとして定着するとともに、まちづくりやものづくり、情報・サービスの提供など、生活のあらゆる面において広く行き渡るUD社会の実現が求められています。

### 重点施策

#### ■ 心のバリアフリーの推進

すべての住民が高齢者、障害のある人等への理解を深め、思いやりのある心をもって自主的に福祉のまちづくりに取り組むことができるように、意識の高揚を進めます。

#### ■ 情報のバリアフリーの推進

高齢者、障害のある人等をはじめ、すべての住民が、安全で快適な生活に必要な情報を円滑に入手し、伝達できるように情報の提供、利用環境の整備を進めます。

#### ■ 物のバリアフリーの推進

高齢者、障害のある人等をはじめ、すべての住民が、安全で円滑に利用できるように建物、道路などの生活関連施設、交通環境等の整備を進めるとともに、過疎地域や中山間地域等における地域の特性に適した交通手段の確保を推進します。

#### ■ ユニバーサルデザイン（UD）の推進

UD社会を実現するためには、建物や設備、道路、交通機関などの新設・改修といったハード整備と併せ、一人ひとりの個性や特徴を理解し、互いに思いやりというUDマインドを誰もが持つことが重要であることから、UDの考え方を理解してもらい、定着させるため、NPO等との協働などにより普及啓発に取り組みます。

(参考：バリアフリーとユニバーサルデザインの違い)

障害のある人や高齢者が社会生活を送る上で、障害・障壁（バリア）を取り除くという「バリアフリー」に対し、ユニバーサルデザインは、年齢、性別、能力、国籍など個人の特徴にかかわらず、すべての人にとって安全・安心で利用しやすいように、はじめからデザインするものです。つまり、最初からバリアが取り除かれていることを目指すということがバリアフリーとは大きく異なります。

## V 市町村地域福祉計画の策定の支援・推進

### 1 地域福祉計画の必要性

人口減少・超高齢社会を迎えている中、ノーマライゼーションの理念を踏まえ、その人らしく、個性を尊重されながら生きていける心豊かな成熟社会を実現するためには、東日本大震災でもその重要性が再認識された「助け合いの精神」や「絆」のある地域を再構築するだけでなく、新たなつながりを構築していくことも目指した地域福祉を推進していくことが求められます。

特に、住民に身近な行政サービスを担う市町村は、地域の特性を生かした自治型の地域づくりに取り組むことが必要であり、地域福祉も自治を推進する視点を持つことが求められます。

このためには、市町村や住民、ボランティア・NPO等の民間団体など地域福祉の推進の担い手が、地域の実情、ニーズを充分把握した上で、地域をどのように再構築し、地域福祉社会を形成していくかについて、幅広く合意を形成し、共通の目標を設定し、その目標達成に向けて協働で取り組む必要があります。このための方策が、地域福祉計画です。

地域福祉計画の策定には、その策定過程や実践過程への主体的な住民参画が求められますが、その過程（プロセス）は、地域の生活課題の発見や協働による取組の契機ともなり、地域力の向上のほか、地域の活性化、個性ある地域文化の醸成などにつながるというメリットも期待できます。

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定された計画であり、市町村が地域の実情に応じて地域福祉の推進に積極的に取り組む上においてその策定は重要なものであることから、こうした視点やメリットなども踏まえて、すべての市町村における自主的な計画策定が求められており、平成29年5月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により一部改正された社会福祉法の中で、計画策定が努力義務とされました。



## 2 盛り込むべき事項

社会福祉法第 107 条には、市町村が策定する地域福祉計画に盛り込むべき事項として

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 包括的な支援体制の整備に関する事項

が掲げられています。

各市町村においては、地域の創意と独自性を生かしながら、これらの事項について具体的な内容を検討するとともに、その他必要な事項を加えて計画に盛り込むこととなります。

なお、社会福祉法第 107 条に掲げられている事項が盛り込まれ、策定・見直しに当たって住民参加等による住民意見の反映について十分配慮が行われたものであれば、市町村総合計画等の中に、地域福祉計画を位置付けることも可能です。

また、市町村健康増進計画等関連分野の計画と併せて策定することも考えられます。

### 盛り込む事項の例示

- 計画の理念、目標とする地域のすがた、地域の特性、統計等
- 関係者の役割
- 人と人とのつながりのある地域の再構築
- 地域での福祉サービス提供等に関する具体的な目標
  - ・地域の生活課題に関する調査・分析（ニーズ調査、アンケート、住民座談会等）
  - ・必要とされる福祉サービスの量・質・提供方法・体制の調査
  - ・提供されている福祉サービスの現状について点検・分析
  - ・福祉サービス確保の緊急性や目標（数値目標等）の設定
- (※) 福祉サービスは、公的サービスだけでなく、住民やボランティアの相互扶助（インフォーマルサービス）も含めて幅広く捉える。

### 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
  - ・地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する取組等

- 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
  - ・地域の課題や資源の状況等に応じて、重点的に予算や人材等を配分していく分野や施策
  
- 制度の狭間の課題への対応の在り方
  - ・既存の制度に明確に位置付けられていないが、何らかの支援が必要である、いわゆる「制度の狭間の課題」への対応の在り方（ひきこもり、サービス利用拒否等の制度の狭間の課題を有する者を発見する機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備、近隣の地域住民や訪問機会のある事業者等の活動の充実・支援、支援関係機関間の連携体制の整備等）
  
- 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
  - ・生活困窮者、社会的孤立状態にある者又は表出されていない課題も含めて複合化した課題を有する者に対する相談支援体制の在り方や、生活困窮者自立支援制度を実施していない町村における生活困窮者自立支援方策（生活困窮者の早期把握と生活困窮者を受け止める一次窓口としての機能、町村としての独自施策との連携支援、就労訓練、就労の場の開拓や創出等、地域づくりに関する取組等）
  
- 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
  - ・利用者の支援や生活の質の向上に資するために、(ア)「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」（2016年（平成28年）3月）等を参考にしながら高齢、障害、子ども・子育て等の福祉サービスを総合的に提供したり、多機能型のサービスを提供することや、(イ)地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備、さらには、(ウ)農園において障害者や認知症の高齢者等が活躍したり、福祉サービスを組み合わせ、就労継続支援事業等を活用し多くの地域住民が利用するレストランを開く等、世代を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場の整備等
  
- 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
  - ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）（以下「住宅セーフティネット法」という。）の一部改正を踏まえ、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取組の在り方に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項

□就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方

- ・生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援の在り方

□自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方

- ・自殺対策と各福祉分野（高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮者支援等）に共通して求められる、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等の取組に関し、地域福祉として自殺対策と一体的に実施することが望ましい事項（自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）に規定される市町村自殺対策計画との調和に配慮しながら、各福祉分野の施策を展開することにより、自殺対策の効果的・効率的な推進が期待できる）

□市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

- ・認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）（以下「成年後見制度利用促進法」という。）に規定される市町村計画と一体的なものとすることも考えられる）

□高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方

- ・高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応の在り方、さらには家庭内で虐待を行った者を加害者としてのみ捉えるのではなく養護者又は保護者として支援することや、起こり得る虐待への予防策の在り方

□保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方

- ・再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）の成立を踏まえ、高齢者又は障害者等をはじめ、保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を適切に提供し、かつ、これら地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するための方策及び体制に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項

- 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
  - ・課題を抱えた者だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や、地域住民や専門職の話し合いを通じて新たな活動が生まれることが期待できる地域の拠点の整備（既存施設等の活用も含む）
  
- 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
  - ・高齢者、障害者、子ども・子育て等の各種計画で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域、地域住民等が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことが可能となる圏域等についての関係の整理
  
- 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄付や共同募金等の取組の推進
  - ・地域住民等が主体的に地域の課題を解決していく際には、その財源についても考える必要があるため、公的財源のみならず、民間の地域福祉活動へ助成を行っている共同募金の活用・推進、クラウドファンディングやS I B（ソーシャル・インパクト・ボンド）、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組や企業の社会貢献活動との協働等の取組
  
- 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
  - ・事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めることを目的とした、地域づくりに資する複数の事業の一体的実施、具体的な財源の在り方や連携体制
  
- 全庁的な体制整備
  - ・地域生活課題を抱える者を包括的に支援していくための、福祉、保健、医療も含めた庁内の部局横断的な連携体制の整備

## 2 地域における福祉サービスの適切な利用の促進

- 福祉サービスを必要とする地域住民に対する総合的な相談支援体制の整備
  - ・福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携
  
- 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
  - ・社会福祉従業者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備
  
- サービス評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保

□利用者の権利擁護

- ・成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備

□避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

### 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達

□複雑・多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興、参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現

- ・民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援
- ・社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進

### 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進

□地域住民、ボランティア団体・NPO等の社会福祉活動への支援

- ・活動に必要な情報の入手必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援
- ・地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携

□住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の推進

- ・地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上
- ・住民等の交流会、勉強会等の開催

□地域福祉を推進する人材の養成

- ・福祉活動専門員、社会福祉従業者等による地域組織化機能の発揮
- ・民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備
- ・福祉系大学等との積極的な連携

### 5 包括的な支援体制の整備に関する事項（法第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合）

□「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（法第 106 条の 3 第 1 項第 1 号関係）（1 の(1)の④と一体的に策定して差し支えない。）

- ・地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
- ・地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備

- ・地域住民等に対する研修の実施

□「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（法第 106 条の 3 第 1 項第 2 号関係）

- ・地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備
- ・地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知
- ・地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握
- ・地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築

□多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（法第 106 条の 3 第 1 項第 3 号関係）

- ・支援関係機関によるチーム支援
- ・協働の中核を担う機能
- ・支援に関する協議及び検討の場
- ・支援を必要とする者の早期把握
- ・地域住民等との連携

## 6 その他

□市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等

### 3 策定のポイント

#### (1) 住民の参画

地域福祉計画の策定に当たって最も重要なことは、主体的な「住民の参画」です。地域住民自らが地域におけるニーズや生活課題（＝暮らしの悩み）を洗い出し、その解決に向けてネットワークを組み、行動することが求められており、このことは、地域福祉計画は「住民の参画がなければ策定できない」ことを意味しています。

住民の参画の手法としては、通例行われている策定委員会への委員としての参画のほか様々な手法が考えられますが、重要なことは、形式的な住民参加では計画策定そのものが意味をなさなくなるということであり、そのため、住民の誰でもが参画できるような仕組みに配慮する必要があります。

また、住民の参画に当たっては、住民が適切な判断ができるだけの十分な情報を提供することが必要です。その上で、地域の生活課題を解決するにはどのような福祉ニーズがあり、それに対してどのようなサービスが最適かを考え、市町村が住民とともに地域福祉をマネジメントしていくという視点が重要です。

#### 住民参画の手法の例

- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| ・アンケート、ヒアリング   | ・住民座談会              |
| ・ワークショップ       | ・100人委員会            |
| ・セミナー、公聴会、イベント | ・委員公募               |
| ・パブリックコメント     | ・インターネットやケーブルテレビの利用 |
| ・策定実務への参画      | ・既存組織の活用            |

特に、これまで地域に関心を持ちつつも時間的余裕や情報不足、きっかけがないことなどにより、地域活動に参画してこなかった多くの住民層へも積極的な情報提供により計画策定への参画を呼びかけたり、策定経過や討議結果をフィードバックすることも必要と考えられます。

むろん、ボランティア・NPO等の民間団体などの地域福祉の推進の担い手が策定に携わることや、地域福祉活動計画の策定主体でありこれまで小地域での地域福祉活動にも実績がある市町村社会福祉協議会との緊密な連携を図ることも重要です。また、福祉系大学などの福祉の専門家からの助言を受けたり、参画してもらうことも考えられます。

計画の策定に当たっては、その趣旨・必要性について事前に住民へ十分な広報・啓発等を行うとともに地域福祉の気運の醸成を行っておく必要があり、また、地域福祉の向上には、福祉部門のほか、交通、住宅、農業・商工業振興、教育等、市町村の関係部局が連携し十分準備を行った上で実施することが好ましく、時間的余裕を持って着実に進めていく必要があります。

## (2) 地域のとらえ方

地域福祉計画は、市町村単位で策定することとされていますが、「地域」のとらえ方は一概に決められるものでなく、市町村により様々なものとなります。町内会、コミュニティ、小・中・高等学校区、歴史・文化の一体性のあるエリアや福祉区、また旧市町村単位などが考えられます。

「地域福祉」の視点からすると、住民参画による合意を図っていく地域としては、気軽に集まって話ができたり、地域の課題を共有して議論ができることなどを考慮し、声をかけあい、互いが相談できる日常的な生活の範囲の「小地域」であることが、基本的なものと考えられます。

「地域」が複数設定される市町村にあつては、地域と地域が互いに協働して活動が行われ、また行政との連携が十分とれるネットワークづくりに配慮する必要があります。

## (3) 目標設定と評価の仕組み

地域福祉計画は、住民の参画により策定することに大きな意味があるものですが、それが実現されなければ意義あるものとはなりません。そのためには、それぞれの分野において現状を把握・分析した上で、可能な限り計画の中で具体的な数値目標を定め、住民に公表することが重要です。数値目標の設定が困難な場合には、定性的な目標設定をすることになりますが、その場合も、できるだけ具体的に目標を設定することが大切です。

計画を実効性のあるものにするためには、計画、実践、評価のいわゆるP D C A (Plan・Do・Check・Action)システムの確立が大切であり、住民参画のもとでの計画評価委員会の設置なども効果的なものと考えられます。



## 4 策定の支援

県においては、保健福祉部や各県民局健康福祉部等において、社会福祉協議会や県立大学等とも協力しながら、市町村や住民に対して、必要な情報提供や助言などを行うことにより、計画策定に向けた機運を醸成するとともに、すべての市町村における自主的な取組が促進されるよう支援していきます。

[事業例]

- ・ 先行策定事例等の情報提供
- ・ 市町村への助言



## 参 考 资 料

# 施策に対応する事業一覧表

(令和元年11月時点)

重点課題	施策の方向	重点施策	事業	担当課室・団体	
共に支え合う地域づくりの推進	(1) 支え合いの精神の醸成	普及・啓発	子育て夢づくり応援キャンペーン事業	子ども未来課	
		学校教育での推進	総合的な学習の時間や特別活動の活用	教育政策課	
		多様な交流の推進	精神障害者家族支援事業	健康推進課	
			おかやま地域子育て支援拠点（ももっこステーション）の推進	子ども未来課	
	(2) 住民参加の地域福祉活動の推進	住民参加の地域福祉活動の支援	ゆうあい福祉展	障害福祉課	
			おかやま地域子育て支援拠点（ももっこステーション）の推進	子ども未来課	
			小地域における生活支援活動の推進	県社会福祉協議会	
		地域福祉活動を支えるリーダーの育成	見守りネットワーク構築支援事業	くらし安全安心課	
			身体障害者相談員研修事業	障害福祉課	
			知的障害者相談員研修事業	障害福祉課	
	(3) ボランティア・NPO等の民間団体の活動の支援	高齢者の力の活用	老人クラブ活動等社会活動促進事業	長寿社会課	
		住民が参加しやすい環境づくり	ボランティア・NPO活動支援センター運営（福祉教育・ボランティア体験推進事業等）	県社会福祉協議会	
			活動促進のための環境づくり	岡山県ボランティア・NPO活動支援センター「ゆうあいセンター」の設置（活動や団体運営、NPO法人化に関する相談、人材育成、情報発信）	県民生活交通課
		活動拠点の機能の充実	岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館「きらめきプラザ」の運営	保健福祉課	
			岡山県ボランティア・NPO活動支援センター「ゆうあいセンター」の運営	県民生活交通課	
		愛育委員・栄養委員等の活動の支援	地域ではぐくむ思春期の心とからだの健康支援事業	健康推進課	
			県愛育委員連合会リーダー研修会	健康推進課	
			健康づくり普及事業	健康推進課	
			糖尿病予防戦略事業	健康推進課	
		ソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの支援	ソーシャルビジネス支援事業	中山間・地域振興課・経営支援課	
			地域課題解決型起業支援事業	経営支援課	
			協働による福祉の推進	おかやま子育てカレッジ	子ども未来課
		おかやま子育て応援宣言企業登録制度		子ども未来課	
	岡山県自立支援協議会	障害福祉課			
	(4) 民生委員・（主任）児童委員活動の充実	民生委員・（主任）児童委員活動の充実	ももっこカード（おかやま子育て家庭応援カード事業）への協力	子ども未来課	
			民生委員研修事業（資質向上、福祉委員や関係機関との連携等）	保健福祉課	
	(6) 総合的・分野横断的な支援の展開	共生型サービスの推進	民生委員・児童委員協議会活動推進事業	保健福祉課	
			指導監査室・障害福祉課・長寿社会課		
		医療的ケア児等に対する支援体制の充実	医療的ケア児等コーディネーター養成等研修事業	障害福祉課	
			制度の狭間の問題を抱える住民への支援	岡山県ひきこもり地域支援センター	精神保健福祉センター
				精神保健福祉相談	健康推進課・精神保健福祉センター
				民生委員や福祉委員等による訪問・声かけ運動	保健福祉課
		保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援	岡山県地域公益活動推進センターの活動	県社会福祉協議会	
			岡山県地域生活定着促進事業	保健福祉課	
		生活困窮者の自立のための支援	自立相談支援事業	障害福祉課	
			就労準備支援事業	障害福祉課	
			家計改善支援事業	障害福祉課	
			子どもの学習・生活支援事業	障害福祉課	
		子どもの貧困対策	生活福祉資金貸付事業	障害福祉課	
			子どもの居場所づくり支援事業	子ども家庭課	
居住に課題を抱える住民への支援			住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録	住宅課	
			居住支援法人の指定	住宅課	
			住宅確保給付金	障害福祉課	
安全・安心の確保に向けた取組の推進	自主防災組織の育成		危機管理課		
	自主防災リーダーの育成		危機管理課		
	防犯ボランティア指導者・リーダー育成研修		くらし安全安心課		
	青少年健全育成アドバイザーの派遣		男女共同参画青少年課		
	青少年健全育成強調月間における啓発活動		男女共同参画青少年課		
	福祉避難所の設置促進、設置運営訓練の実施支援	保健福祉課			
	避難確保計画の策定支援	保健福祉課			
災害ボランティアセンターの設置・運営	社会福祉協議会				
寄附や共同募金等により地域福祉を支援する取組の推進		県共同募金会等			
災害時の支援	災害派遣福祉チーム体制構築事業	保健福祉課			

重点課題	施策の方向	重点施策	事業	担当課室・団体
利用者本位の福祉サービスの提供体制の整備	(1) 福祉サービスの基盤の整備	分野別計画に基づくサービス基盤の整備	施設整備の補助	保健福祉課
			岡山県福祉基金貸付事業	保健福祉課
		福祉職場への就業・定着の促進	無料職業紹介、就職説明会の開催	保健福祉課・労働雇用政策課
			労働環境の改善等に関するセミナーの開催	労働雇用政策課
			おかやま☆フクシ・カイゴ職場 すまいる宣言	保健福祉課
		福祉人材の育成・資質の向上	介護支援専門員実務研修	長寿社会課
			介護福祉士等修学資金貸付事業	保健福祉課
			認知症介護実践者等養成事業	長寿社会課
			保育士等資質向上研修	子ども未来課
		(2) 総合的な福祉サービスの相談・提供体制の整備	市町村における包括的な相談支援体制の整備への支援	生活困窮者自立相談支援事業等
	児童虐待防止等ネットワーク事業			子ども家庭課
	子ども家庭総合支援拠点整備促進事業			子ども家庭課
	要保護児童対策地域協議会支援事業			子ども家庭課
	ひきこもり予防支援事業			健康推進課・精神保健福祉センター
	障害者虐待防止対策事業			障害福祉課
	保健所管内地域保健福祉関係者研修事業、保健師専門研修			保健福祉課
	地域包括ケアシステム市町村支援事業			長寿社会課
	地域包括支援センター職員等資質向上研修			長寿社会課
	介護保険法による地域支援事業			長寿社会課
	障害者総合支援法による地域生活支援事業			障害福祉課
	保健所保健福祉サービス調整会議			保健福祉課
	市町村自立支援協議会			障害福祉課
	岡山県自立支援協議会			障害福祉課
	子どもを健やかに生み育てるための環境づくり推進協議会		子ども未来課	
	小さな拠点の形成促進		生き活き拠点強化支援事業	中山間・地域振興課
			若者×空き家等活用×事業者支援事業	中山間・地域振興課
			空き家対策市町村支援事業	建築指導課・住宅課
	地域における見守り・相談		アウトリーチ事業	健康推進課・精神保健福祉センター
		民生委員や福祉委員等による訪問・声かけ運動	保健福祉課	
	(3) 福祉サービス情報の提供	行政による情報提供	介護サービス情報公表制度の運営 障害福祉サービス等情報公表制度の運営	指導監査室 指導監査室
	(4) 福祉サービスの質の確保	健全な事業運営の確保	社会福祉施設等に対する指導監査	指導監査室
		福祉サービスの評価・点検の推進	福祉サービス第三者評価事業 地域密着型サービスの外部評価事業	指導監査室 長寿社会課
		苦情解決の仕組みの整備と周知	福祉サービス苦情解決事業（運営適正化委員会設置運営事業）	保健福祉課
	(5) 福祉サービスの利用援助	日常生活自立支援事業の周知・普及等	日常生活自立支援事業	保健福祉課
		成年後見制度の利用促進	介護保険法による地域支援事業（成年後見制度利用支援事業）	長寿社会課
			障害者総合支援法による地域生活支援事業（成年後見制度利用支援事業） 市民後見人養成事業	障害福祉課 長寿社会課
	(6) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	心のバリアフリーの推進	心のバリアフリー支援事業	障害福祉課
			ヘルプガード	障害福祉課
			あいサポート運動	障害福祉課
		情報のバリアフリーの推進	障害者IT機器活用支援事業	障害福祉課
バリアフリーガイドホームページの保守管理事業			障害福祉課	
物のバリアフリーの推進		岡山県高齢者在宅生活支援事業	長寿社会課	
		ノンステップバス(乗降口が低い位置にあるバス)導入促進	県民生活交通課	
		福祉有償運送（自家用有償旅客運送制度）	障害福祉課	
		地域公共交通維持確保支援事業	県民生活交通課	
ユニバーサルデザイン（UD）の推進	パーキングパーミット制度導入事業	障害福祉課		
	UDサポーターの育成とUDネットワークの拡充	人権施策推進課		

市町村地域福祉計画及び市町村社会福祉協議会地域福祉活動計画策定状況（2019.4.1時点）

自治体名	市町村地域福祉計画		市町村社協地域福祉活動計画	
	策定済み	策定予定	策定済み	策定予定
岡山市	○		○	
倉敷市	○		○	
津山市	○		○	
玉野市	○		○	
笠岡市	○		○	
井原市	○		○	
総社市	※		○	
高梁市			○	
新見市	○		○	
備前市	○		○	
瀬戸内市	○		○	
赤磐市			○	
真庭市	○		○	
美作市	○		○	
浅口市	○		○	
和気町				
早島町	○		○	
里庄町				
矢掛町	○		○	
新庄村				
鏡野町	○		○	
勝央町		○		
奈義町	○		○	
西粟倉村	○			
久米南町	○		○	
美咲町	○		○	
吉備中央町	○			○
	20	1	21	1

※ただし、総社市第2次総合計画が地域福祉計画の要素を含む

## 用語の解説（50順）

### ■新しい公共

行政だけが公共の役割を担うのではなく、地域の様々な主体（市民・企業等）が公共の担い手の当事者としての自覚と責任をもって活動することで「支え合いと活気がある社会」をつくるという考え方です。

### ■医療介護総合確保促進法に基づく岡山県計画

地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関して、都道府県が作成する計画であり、この計画に基づき、国から県に交付される消費税増収分を財源とする医療介護提供体制改革推進交付金を活用しながら、関係機関との協働により各種事業に取り組みます。

### ■NPO

NPOとは、「Non-Profit Organization」の略で、民間非営利活動組織(団体)です。日本では、市民が自主的に組織・運営する営利を目的としない市民活動組織という意味で用いられることが多い。また、特定非営利活動法人(NPO法人)とは、平成10年12月に施行された「特定非営利活動促進法(NPO法)」により法人格を付与されたもので、令和元年9月末現在県内で777法人、全国では51,415法人となっています。

### ■岡山いきいき子どもプラン2020

少子化の流れを変えることを目指すとともに、次代を担う子どもが健やかに育ち、子育てを地域全体で支え応援する社会づくりを進めるため、県が策定を行っている総合的な計画です。

### ■岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画

高齢者が要介護状態等になっても、尊厳を保持し、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、限りある社会資源や財源を効果的に活用しながら、必要な保健医療サービスと福祉サービスの提供体制を計画的に整備するため、老人福祉法第20条の9、介護保険法第118条の規定に基づく計画として、平成12年3月に県が第1期計画を策定しました。現計画は、平成30年度から令和2年度までを計画期間とする第7期計画で、平成30年3月に介護保険制度の改正等を踏まえ策定しています。

### ■岡山県障害福祉計画・岡山県障害児福祉計画

障害者自立支援法第89条第1項及び児童福祉法第33条の22第1項の規定に基づき、国の基本指針に即し、市町村障害福祉計画・障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス等の必要量の見込みやその提供体制の確保等に関する基本的な事項を定めるとともに、具体的な数値目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき推進方策等を定めたものです。

### ■岡山県地域防災計画

災害対策基本法第40条の規定に基づき、都道府県防災会議が作成することとされている防災に関する業務の総合的な運営計画で、本県では、「風水害等対策編」「地震・津波災害対策編」及び「原子力災害等対策編」を定め、災害の種別に応じた関係機関相互の緊密な

連絡調整を図る上での基本的な大綱としています。

### ■岡山県福祉人材センター

福祉人材センターは、社会福祉法の規定に基づき、社会福祉従事者の確保を目的として都道府県ごとに1か所設置されており、岡山県においては、岡山県社会福祉協議会に設置されています。

福祉人材センターでは、無料職業紹介事業を行うほか、社会福祉事業従事者に対する研修、人材確保相談、社会福祉事業に関する啓発活動等を実施しています。

### ■岡山県保健医療計画

医療法第30条の4第1項の規定に基づき、医療機関の適正な配置や医療資源の効率的な活用、病院の機能分化などを図るため、医療圏の設定や基準病床数、地域医療支援病院や救急医療体制の整備等について定めています。

県民の高い健康水準の確保を目指し、少子・高齢化に対応した長期的、包括的な保健医療体制の整備を推進するための基本指針となる計画であり、県の保健医療行政の基本となる計画です。

### ■介護サービス情報公表制度

介護保険法の改正により、平成18年度から導入された制度で、介護サービスの利用者が、事業所の情報を比較・検討して、利用するサービスを適切に選択できるようにすることを目的としており、各介護サービス事業所に対し、提供するサービスの内容や運営状況に関する情報の公表を義務づけるものです。

### ■健康おかやま21

健康増進法に基づき策定する都道府県健康増進計画。平成13年3月にはじめて策定し平成25年度からは「すべての県民が健康で生きる喜びを感じられる長寿社会の実現」を基本理念とした「第2次健康おかやま21」を策定しました。平成30年3月には、それまでの取組の成果や目標の達成状況について中間評価を行い、県民の健康づくりに関する今後5年間の目指すべき方向と基本的施策を示した「第2次健康おかやま21セカンドステージ」として改訂を行っています。

### ■小規模高齢化集落

高齢化率50%以上で戸数19戸以下の集落です。

### ■小地域福祉活動計画

住民主体の福祉活動組織である地区社協等を基盤に展開している小地域福祉活動を計画に推進するため、地域の住民同士で自分たちの地域についての共通目標を協議し、主体的・計画的に取り組んでいく中期的な行動計画として策定したものです。

### ■成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害、高次脳機能障害など、病気や不慮の事故などによって判断能力が十分でない人について、契約締結等の法律行為を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにすること等により、これらの人を保護し、支援する制度で、平成12年4月から施行されて



います。

判断能力の程度などにより「後見」「保佐」「補助」の3つに区分される「法定後見制度」と判断能力がある時にあらかじめ代理人を選任し任意後見契約を結んでおく「任意後見制度」があります。

## ■ソーシャル・ビジネス、コミュニティ・ビジネス

環境や少子高齢化などのさまざまな社会的課題に向き合い、ビジネス的な手法を用いて解決していこうとする活動の総称です。

## ■地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

## ■地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務及び包括的・継続的ケアマネジメント支援業務をいう。）及び任意事業を行うことにより、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業です。実施主体は市町村で、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業は必須となっています。

## ■地域福祉活動計画

地域住民、当事者団体、ボランティア・NPO等の住民参画のもとで、地域課題の明確化と解決策の協議を行い、その解決に向けた具体的な行動と公私の関係機関・団体の役割分担が明示されたものです。

市町村社協は、住民参画と公私協働により、地域の生活・福祉課題を把握・明確化し、その課題解決を図る活動原則のもとで、この地域福祉活動計画の策定を従来から組織の基本活動として位置づけてきた経緯があります。

## ■地域包括支援センター

地域の高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置された中核的機関で、公正・中立な立場から包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担っています。責任主体は市町村で、県内全市町村に設置されています。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築にあたって、地域包括支援センターはその推進主体と位置づけられています。

## ■地区社会福祉協議会（地区社協）

地域の住民同士が、自分たちの生活する地域の生活・福祉課題や困りごとを自分たち自身の問題と受け止め、関係機関や専門機関等と連携・協働しながら解決に向けて協議

し、実行していく地元住民主体の活動組織団体です。

### ■ドメスティック・バイオレンス（DV）

直訳すると「家庭内暴力」ですが、一般的には、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されており、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的などあらゆる形の暴力が含まれます。男性にも女性にも被害を受けている人はいますが多くの場合女性であり、その背景には、家庭や職場など社会における男女の固定的な役割分担、経済力の格差、過去からの女性差別意識の残存があるとされています。

### ■日常生活自立支援事業

平成11年10月から制度化され、全国の都道府県社会福祉協議会で実施されています。社会福祉法上では「福祉サービス利用援助事業」に該当する社会福祉事業であり、「認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用に関する相談・助言、必要な手続や利用料の支払いに関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う」ことを内容とするものです。

### ■ノーマライゼーション

障害のある人が、社会の中で、普通の生活を送れるような条件を整え、障害のある人もない人も共に支えあって生きる社会こそがノーマルな社会であるという考え方です。

### ■福祉委員

市町村社会福祉協議会が住民の主体的活動を展開するため町内会等の小地域単位に配置を目指している地域のボランティアです。日常生活の中で「見守り、声かけ」等により身近な地域における住民の生活・福祉課題（困りごと）や情報を把握し、民生委員・（主任）児童委員や関係機関・専門職へつなぐなどの役割が期待されます。

### ■福祉サービス第三者評価事業

社会福祉法人等の事業者の提供する福祉サービスの質を、当事者（事業者・利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業です。

この事業は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握して、福祉サービスの質の向上を図るとともに、評価結果が公表されることにより、利用者の適切なサービス選択に資するための情報になることを目的としています。

### ■福祉有償運送

障害などの理由で電車やバスなどの公共交通機関を一人で利用できない人に対して、通院、通学などの日常的な外出や行楽、余暇活動などの趣味的な外出の手助けとして、福祉車両等を使用して有償で行われる福祉移送サービスです。

福祉有償運送は、営利目的ではないため、運送に携わることができるのはNPO法人や社会福祉法人などの非営利法人に限られています。

また、福祉有償運送は、道路運送法第78条の規定に基づく自家用有償旅客運送に位置付けられているため、実施するためには、同法第79条の規定により、国土交通省の運輸支局において登録を受けなければなりません。

### ■ももっこカード（おかやま子育て家庭応援カード事業）

妊娠中の方及び小学校第6学年までの児童を持つ家庭（岡山県在住の方）を対象に、カードを交付し、そのカードを県で登録された協賛店舗等に提示することにより、協賛店舗独自の子育て支援サービスの提供（買い物や娯楽施設などを利用したときの割引や特典）を受けられるものです。協賛店舗の登録は県で行い、子育て家庭へのカードの交付は、市町村で行います。

### ■WAM NET（ワムネット）

介護保険・障害福祉サービス事業者情報や病院・診療所情報をはじめとする福祉・保健・医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供するとともに、行政機関や施設・事業所の間で意見や情報を交換するために作られた全国的なネットワークで、独立行政法人福祉医療機構が運営しています。

ワムネットには、一般の利用者に対して広範で効果的な情報提供や情報開示を行う「ワムネットオープン」と、情報交換・情報発信などができる会員専用の「ワムネットコミュニティ」の2つのサイトがあります。

## 改正社会福祉法（平成 30 年 4 月施行）抜粋

### （地域福祉の推進）

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

### （福祉サービスの提供の原則）

第 5 条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようその事業の実施に努めなければならない。

### （福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第 6 条 （略）

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

### （地域子育て支援拠点事業等を営む者の責務）

第 106 条の 2 社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第 10 条の 2 に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 22 条第 1 項に規定する母子健康包括支援センターを営む事業
- 三 介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号に掲げる事業 [地域包括支援センターの総合相談]
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 3 号に掲

げる事業〔障害者相談支援〕

五 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業〔利用者支援事業〕

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
  - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
  - 三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

五 市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項

2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

## 岡山県地域福祉支援計画のこれまでの策定状況

当初計画 平成15年3月策定 計画期間：平成15年度～平成19年度

改訂版 平成20年3月策定 計画期間：平成20年度～平成24年度

第2次改訂版 平成25年3月策定 計画期間：平成25年度～令和元年度

## 岡山県地域福祉支援計画改訂にあたって意見聴取した団体、有識者

○岡山県社会福祉協議会

○岡山県共同募金会

○美作大学 社会福祉学科 特任教授 小坂田 稔

○川崎医療福祉大学 医療福祉学科 講師 直島 克樹

(敬称略、順不同)

## 岡山県地域福祉支援計画(第3次改訂版)

---

岡山県保健福祉部保健福祉課  
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6  
TEL 086-226-7317  
FAX 086-234-2456  
E-mail [hofuku@pref.okayama.lg.jp](mailto:hofuku@pref.okayama.lg.jp)

---